

第IV編

地区別方針

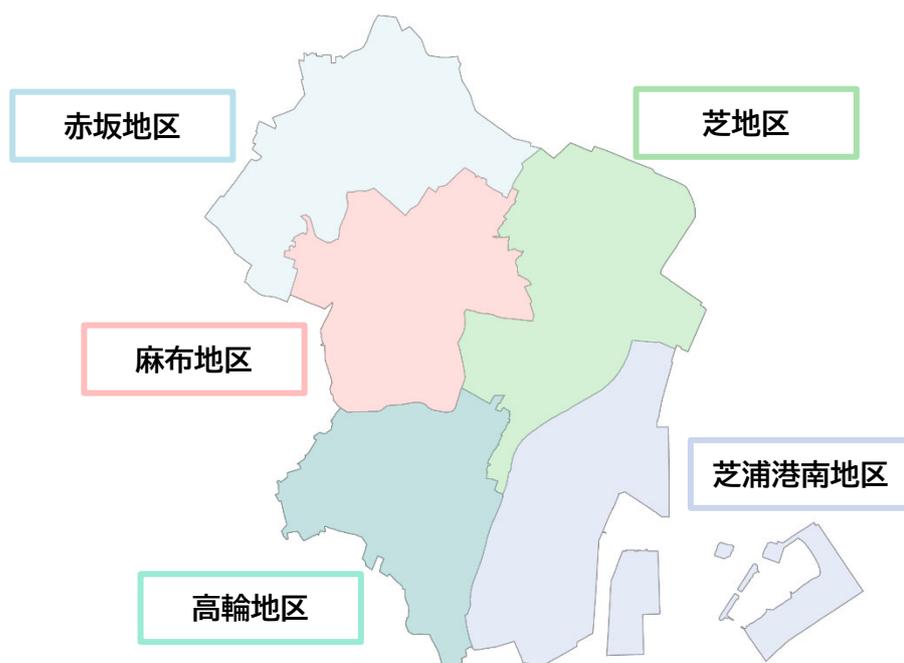
第1章 地区別方針の役割

港区は、都心の中心的な業務・商業地域である新橋・虎ノ門、浜松町駅周辺など北部・東部の地域、歴史的資源が多く残る住宅地である南青山、麻布、白金、高輪など西部の地域、海や運河に面した環境に立地する台場や芝浦、港南周辺など、多様な特性を持った地域を有しています。

「第Ⅱ編 みんなでつくろう！にぎわい公園 2022」、「第Ⅲ編 進めよう！おもてなし公衆トイレ 2022」では、港区全体の特性を踏まえた公園等の整備・管理・利用の取組及び公衆トイレの整備・維持管理の取組を示しました。

「第Ⅳ編 地区別の方針」は、にぎわい公園づくりの実現性を高めていくため、公園等の維持管理を担う各総合支所単位で、多様な地域の特性を踏まえた取組の展開をより具体的に示すものであり、区民、事業者、指定管理者、地域で活動する様々な団体、区など様々な主体が協働して、公園等の整備・管理・利用を進める際のよりどころとなるものです。

■ 地区別方針を設定した地区と対象範囲



芝地区	芝、海岸一丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田一～三丁目 浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕
麻布地区	麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布、元麻布、西麻布、六本木 麻布台、麻布十番、東麻布
赤坂地区	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪地区	三田四・五丁目、高輪、白金、白金台
芝浦港南地区	芝浦、海岸二・三丁目、港南、台場

第2章 配置計画（公園等の個性と位置づけ）

各公園等の整備・管理・利用の方向については、次の「タイプ区分」と「役割・位置づけの区分」により示します。

1 公園等に個性を持たせるタイプ区分（利用タイプ）

「第Ⅱ編 みんなでつくろう！にぎわい公園 2022」の目標イメージに示したように、本計画では、2段階のステージでにぎわい公園づくりに取り組むこととしています。

ステージ1では、目標とする公園像を5つに区分し、公園等周辺の地域特性や利用状況を踏まえて、一つ一つの公園等に特性を持たせた公園づくりを進めることとしています。

これを踏まえ、区内の公園等にタイプ区分を設定しました。整備・管理・利用に際しては、このタイプ区分を踏まえ、取組を進めます。様々な資源や役割を持つ面積の大きい公園等は、複数の公園像を利用タイプに設定し、多様な利用ニーズに応える公園づくりを進めます。

■ 5つのタイプ区分

のびのび遊べる公園

日常生活の中で子どもたちがのびのびと遊べる公園



くつろぎ憩える公園

暮らし、働く人々の憩いの場となる公園



健康づくりを楽しむ公園

体を動かして心身のリフレッシュ、健康づくりができる公園



緑・自然に親しむ公園

四季折々の緑や花、多様な生きものがすむ自然に親しめる公園



歴史・文化にふれる公園

地域にゆかりの歴史や文化を伝える公園



2 区内や地区内での公園等の役割・位置づけ

区内の公園等は、小規模なものが多く、規模によって計画的に役割を持たせた配置が難しい状況です。そのため、将来の利用ニーズや利用者層に柔軟に対応していくことを想定し、各公園が担う役割を区分し、それぞれの位置づけを次のように設定しました。

利用タイプに応じて公園等に個性を持たせていくと同時に、各公園等の位置づけを踏まえて利活用を進めていきます。

■ 公園等の役割・位置づけの区分

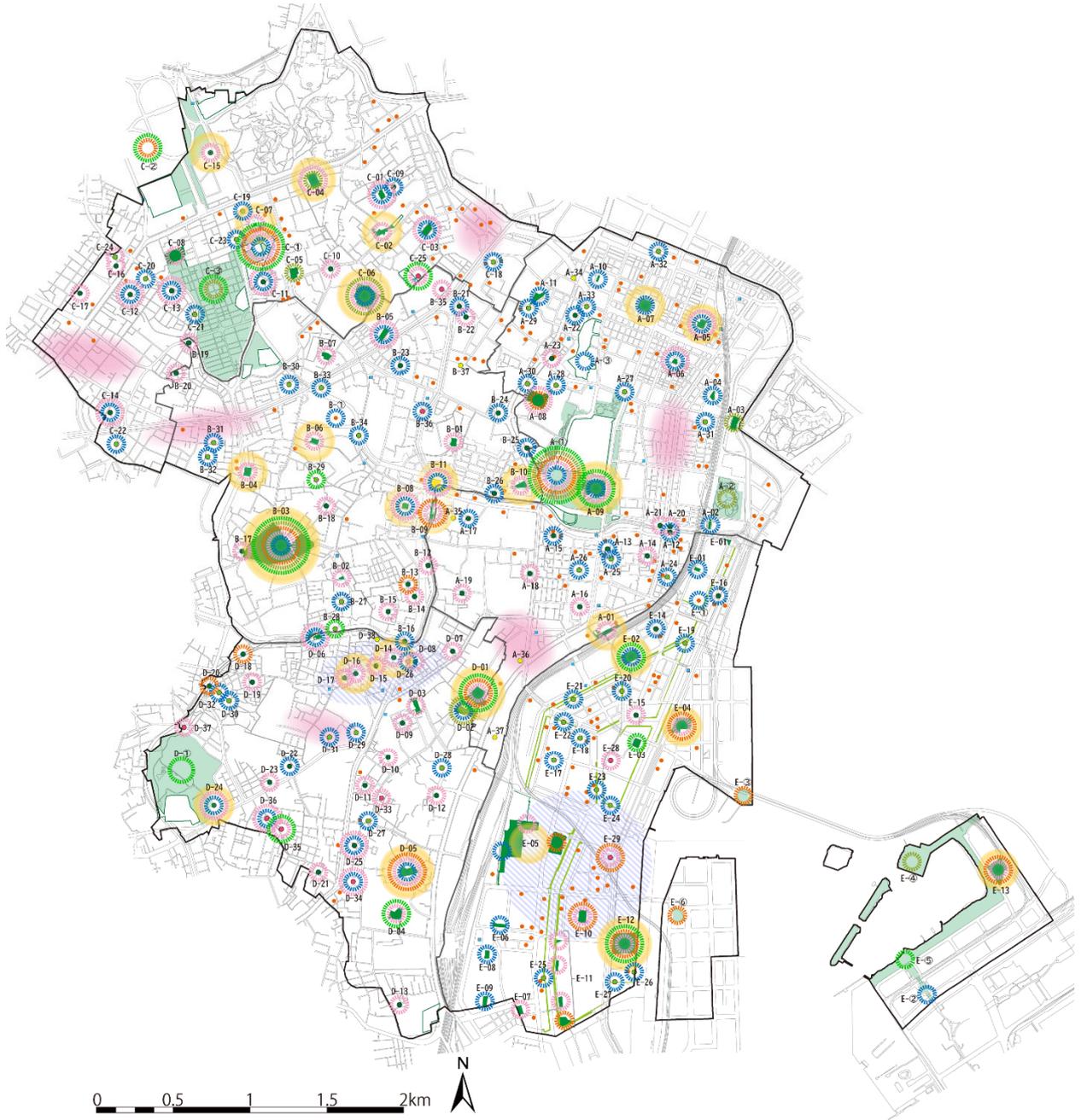
拠点となる公園

休息や遊びなどの日常利用に加え、イベントやコミュニティ活動等にも積極的に利用していく、街区の拠点となる公園等

身近な公園

休息や遊びなどの日常利用が主で、将来、利用者やニーズの変化が生じた際に、利用タイプを柔軟に見直すことも想定した公園等

公園等配置計画図



凡例

- 区立公園（開園/工事中/計画）
- 児童遊園
- 緑地
- 遊び場
- 運河沿緑地
- 都・国の緑地等
- 都市計画公園（未開設部のあるもの）
- 公開空地
- 公衆トイレ
- 歩いて行ける範囲に公園等がない地域 ※1
- 子どもの遊び場ニーズの高いエリア ※2

公園等の位置づけ

- 拠点となる公園
- ● ● ● ● ● ● ● ● ● 身近な公園

公園等利用タイプ

- のびのび遊べる公園
- くつろぎ憩える公園
- 健康づくりを楽しむ公園
- 緑・自然に親しむ公園
- 歴史・文化にふれる公園

※1 歩いて行ける範囲に公園等がない地域

区の公園・児童遊園、都・国の公園（ここでは青山霊園も含む）及び隣接区の都市公園（ただし、有料区域を除く）を中心とした半径250m以外の地域

※2 子どもの遊び場ニーズの高いエリア

多くの子どもが集中的に利用するなど、混雑度が高い公園のエリア

第3章 各地区の取組方針

1 芝地区

(1) 地区の特性

①土地利用・まちづくりの動向

- ・新橋・虎ノ門周辺、浜松町駅周辺などは、日本有数の商業・業務地となっており、オフィス街を中心とした街並みとして発展しています。
- ・開発事業等のまちづくりが活発な地域であり、新虎通り周辺と竹芝地区などにおいてエリアマネジメント団体がまちのにぎわいや交流創出などのまちづくり活動を展開しています。
- ・旧東海道（現在の国道15号）がとおり、史跡等の貴重な文化財が数多くある地域でもあり、芝・三田地区には住居と店舗が一体となった建物が混在する下町的な市街地も形成されています。
- ・「新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン（令和元年7月）」及び「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン（平成24年12月）」に沿って、高層住宅を含む複合的な再開発が進んでおり、今後も新橋駅周辺、愛宕地区、虎ノ門地区などで開発が計画されています。
- ・「田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン（平成25年2月）」に沿って、田町駅西口周辺や札の辻交差点西側でまちづくりが進んでいます。

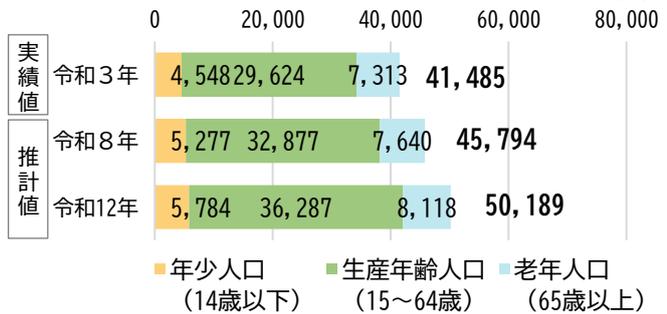
②人口

- ・人口は赤坂地区に次いで少ないものの、昼間人口が区内で最も多く、夜間人口の約9倍にのぼります。
- ・年少人口（14歳以下）の占める割合は、5地区で最も低い10.7%です。
- ・令和12年の人口は、現在より約2割増えると推計されています。

■基礎データ（芝地区）

地区面積	4.43km ²	
人口 ※1	41,485人	
世帯数 ※1	25,974世帯	
年齢別人口構成比 ※2	年少人口（14歳以下）	10.7%
	生産年齢人口（15～64歳）	71.7%
	老年人口（65歳以上）	17.6%
昼夜間人口比 ※3	9.35	

■将来人口推計（芝地区） ※4



※1 人口・世帯数：令和3年1月1日

※2 年齢別人口：令和3年1月1日

※3 昼夜間人口：平成27年国勢調査

※4 将来人口推計：各年1月1日

（出典：港区の将来人口推計（令和3年3月））

参 考

新橋・虎ノ門地区
まちづくり
ガイドライン



六本木・虎ノ門地区
まちづくり
ガイドライン



田町駅西口・札の辻
交差点周辺地区
まちづくり
ガイドライン



(2) 公園等・公衆トイレの現状

①公園等の整備・管理・利用の状況

- ・都立芝公園・区立芝公園一帯、旧芝離宮恩賜庭園、イタリア公園など、歴史・文化資源と一体となった公園・緑地がみられます。また、関東大震災後に整備された震災復興公園である桜田公園及び南桜公園、大名屋敷跡の塩釜公園、落語「芝浜」の舞台であった本芝公園など、歴史的なゆかりのある公園も多くあります。
- ・公園まちづくり制度を活用して整備した江戸見坂公園をはじめ、開発事業等のまちづくりを通じて公園等及びオープンスペースが数多く設置されています。その中には、隣接する民有地の管理者と区が公園等の維持管理に関する協定を締結し、民有地の管理者が日常的な維持管理を一体的に行っている公園等も多くあります。
- ・ビジネス街が広がる地区特性から、公園等の利用者は他地区に比べて平日の利用者が多く、周辺で働く人々の休憩に多く利用されています。
- ・区立芝公園、桜田公園、南桜公園、イタリア公園が指定管理者によるイベントの拠点として活用されています。
- ・浜松町一丁目・芝大門二丁目付近、芝五丁目・三田三丁目付近は、歩いて行ける範囲に公園等が不足する地域となっています。

②公衆トイレの現状

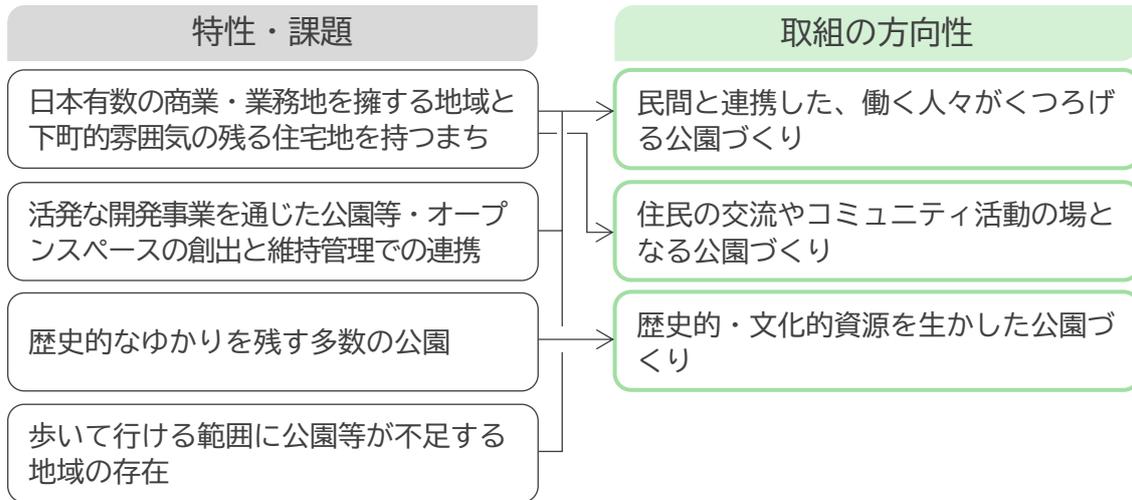
- ・設置または改修から30年以上経過した公衆便所が複数あり、その内40年以上経過している3箇所は老朽化への対応が必要です。
- ・開発事業者との連携により、民間施設のトイレを開放することで、公衆トイレ機能を確保している場合があります。西桜公園では、公園内にトイレを設置せず、民間施設のトイレにより、トイレ機能を確保しています。

■公園・緑地の整備状況（芝地区）

種別	平成17(2005)年		平成26(2014)年		令和3(2021)年		
	箇所	面積(m ²)	箇所	面積(m ²)	箇所	面積(m ²)	
港区の公園等	区立公園	9	40,509	9	43,134	11	46,538
	区立児童遊園	13	4,468	12	4,349	12	4,536
	区立緑地	7	1,622	8	119	8	1,489
	区立遊び場	2	1,923	1	1,827	—	—
	小計	31	48,523	30	49,429	31	52,563
国・東京都の公園等	3	177,700	2	216,206	2	165,676	
公園等面積(m ²)	34	226,223	32	265,635	33	218,239	

(令和3(2021)年4月1日現在)

(3) 地区の特性・課題を踏まえた取組の方向性



■ 芝地区の公園等



区立芝公園
指定管理者により様々なイベントを開催



桜田公園
就業者の利用が多い



塩釜公園
再整備により利用者が増加



西桜公園
事業者が日常管理を実施

(4) 公園等の整備・管理運営の方針

<芝地区全体の方針>

地区北部のビジネス街を中心に、働く人、区を訪れる人がくつろげる公園、まちのにぎわいの拠点となる公園づくりを進めるとともに、下町的な雰囲気も残る地区南部の住宅地では、住民の交流やコミュニティ活動の場となる公園づくりをめざします。また、旧芝離宮恩賜庭園、イタリア公園など、歴史・文化資源を生かし、歴史と新しいまちが融合する地区にふさわしい公園の利活用を進めます。

①公園等の整備・管理運営の方針

関連する主な施策

- 区立芝公園・都立芝公園が一体となった緑・にぎわいの拠点形成 施策1-1-2 施策1-2-2 施策2-2-2
 - ・都立芝公園と一体となって機能している区立芝公園を本地区の拠点公園に位置づけ、区民の憩いの場や防災拠点としての機能の充実を図るとともに、連続的な緑を保全・創出し、歴史・文化資源と自然環境を生かした公園づくりを進めます。
 - ・東京都策定「芝公園を核としたまちづくり構想（令和2年2月）」に基づく整備計画について、江戸東京の資源や特徴的な空間構成の再生、多様な機能の集積によるにぎわいの更なる拡充・新たなにぎわいの創出などに向け、東京都及び事業者と協議を進めていきます。

○地域特性を生かした公園等の新設 施策1-1-2 施策1-2-1

- ・虎ノ門一・二丁目地区に新たに整備される公園では、町会活動や新虎通りエリアマネジメントなど地域の団体が活動できる広場空間を設け、にぎわい創出を図ります。
- ・品川駅北周辺地区に新たに整備される公園では、鉄道の遺構である高輪築堤が身近に感じられるような空間を創出するため、民間敷地と一体的な公園を整備します。
- ・三田小山町西地区に新たに整備される公園では、子ども達が遊べる広場や遊具の配置を検討します。
- ・三田三・四丁目地区では、開発に伴い、公園不足地域を解消するため、適切に公園や空地等を配置し、整備を誘導します。
- ・歩いて行ける範囲に公園等が不足する地域となっている芝大門地域の一部において、開発等のまちづくりの機会を捉えて、公園等または公園等と同等の機能を有するオープンスペースを確保します。
- ・旧芝離宮恩賜庭園は、開発に伴う施設整備等において、自然や歴史、文化を重視するよう東京都と協力して推進するとともに、エリアマネジメント団体等との連携により管理等を協働で行うよう検討を進めます。

参 考

芝公園を核とした
まちづくり構想



○ビジネス街におけるくつろぎ憩える公園機能の充実

施策 1-2-3

- ・新橋・虎ノ門周辺などのビジネス街に立地する公園等は、くつろぎ憩える公園に位置付け、就業者や来街者等が休息、散策、ランチなどの時間を楽しめる緑豊かな空間として管理、活用を進めていきます。

○住民の交流やコミュニティ活動の場となる身近な公園づくり

施策 1-2-1

施策 1-3-1

- ・地区南部の住宅地に立地する小規模な公園等は、のびのび遊べる公園に位置づけ、子どもの遊び場を確保するとともに、住民の交流やコミュニティ活動の場となるよう休憩施設や花壇等の充実を検討します。
- ・芝五丁目児童遊園の再整備に合わせ、ユニバーサルデザイン遊具の配置を検討します。

○バリアフリー化の推進

施策 1-3-2

- ・公園等の水飲み・手洗場等を高齢者、障害者等が利用しやすいように改善を進めます。

○公園等を活用した緑化の普及・啓発とまちのにぎわい創出

施策 2-2-1

施策 2-2-2

施策 3-1-1

- ・区立公園等での草花の植え付けや園芸講座などにより、区民、事業者への緑化の普及・啓発につなげていきます。
- ・アドプト・プログラムの活用などにより、多様な主体と協働して公園等の維持管理を進めます。
- ・指定管理者事業やエリアマネジメント団体による公園等の活用を促進し、周辺の区民や事業者の参加・協力を得ながら、公園のにぎわいを創出していきます。
- ・プレーパークの運営に係る新たな住民組織の発掘を目指し、指定管理者と連携しながら試行的にプレーパークを実施します。

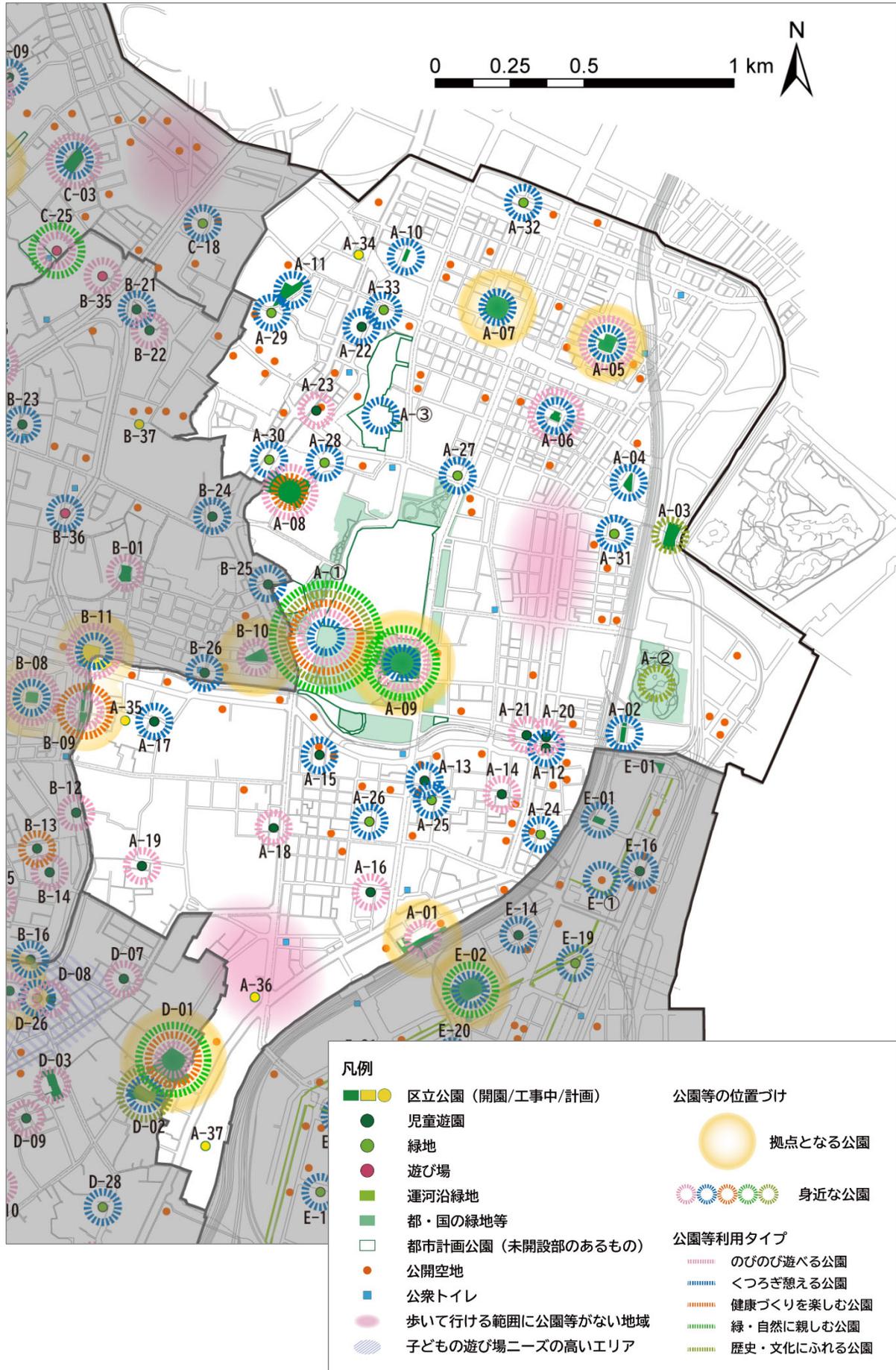
②公衆トイレの整備・管理運営の方針

施策 2-1

施策 2-2

- ・まちづくりの機会を捉えて、公衆便所の老朽化対策、民間施設のトイレ活用を検討します。
- ・旧三田図書館を建替える際には、民間施設のトイレによる三田図書館協公衆便所の機能確保について検討します。
- ・芝五丁目児童遊園の再整備に合わせ、児童遊園内のトイレの再整備を進めます。整備の際は、災害時に活用できるトイレについて検討します。

■ 公園等配置計画図（芝地区）



■ 公園等一覧（芝地区）

（令和4（2022）年3月予定）

No.	公園名 (拠点)	面積 (m ²)	利用 タイプ	のびのび遊べる			健康づくり を楽しむ	くつろぎ 憩える	緑・自然に 親しむ	歴史・文化に ふれる			その他									
				遊	じゃ	広	ド	健	ス	憩	花	噴	木	水	ビ	庭	彫	史	記	便	防	ア
A-01	本芝公園	4,297.85	遊	遊	じゃ	広			憩	花	噴	木			庭	彫			便		ア	
A-02	浜崎公園	633.41	遊	遊	広				憩	花					庭	彫						維
A-03	イタリア公園	3,659.72	遊						憩	花	噴				庭	彫						
A-04	汐留西公園	980.45	遊		広				憩	花												維
A-05	桜田公園	2,671.07	遊	遊	広				憩	花		木							便			
A-06	塩釜公園	841.97	遊	遊	広		健		憩	花		木						記	便		ア	
A-07	南桜公園	5,218.86	遊	遊	広		健		憩	花		木				彫			便	防	ア	
A-08	芝給水所公園	11,062.35	遊	遊			ス		憩	花						彫			便			
A-09	芝公園	13,522.06	遊	遊	広				憩	花		木	水	ビ				記	便	防	ア	
A-10	西桜公園	1,150.01	遊		広				憩	花										防		維
A-11	江戸見坂公園	2,500.02	遊		広				憩	花		木								防		維
A-12	金杉橋児童遊園	384.56	遊		広				憩	花									便			
A-13	芝園児童遊園	103.59	遊						憩	花												維
A-14	芝新堀町児童遊園	351.64	遊	遊	広				憩	花									便		ア	
A-15	松本町児童遊園	247.23	遊						憩	花		木										
A-16	芝五丁目児童遊園	1,208.80	遊	遊	広				憩	花									便		ア	
A-17	三田小山町児童遊園	188.21	遊		広				憩	花												
A-18	三田二丁目児童遊園	503.78	遊	遊					憩	花									便			
A-19	三田綱町児童遊園	457.88	遊	遊					憩	花		木							便			
A-20	浜松町四丁目児童遊園	428.86	遊	遊			健		憩	花											ア	
A-21	芝大門二丁目児童遊園	362.00	遊	遊					憩	花										防	ア	
A-22	虎ノ門三丁目児童遊園	120.00	遊	遊			健		憩	花												
A-23	西久保巴町児童遊園	179.38	遊	遊					憩	花										防		
A-24	金杉濱町緑地	100.11	遊		広				憩	花												維
A-25	芝二丁目緑地	46.28	遊																			
A-26	芝三丁目緑地	96.10	遊		広					花						彫						ア
A-27	御成門緑地	232.92	遊						憩	花		木				彫						
A-28	手まり坂緑地	447.43	遊		広					花						彫						
A-29	江戸見坂緑地	170.46	遊						憩	花												
A-30	虎ノ門五丁目緑地	95.69	遊		広				憩	花												維
A-31	浜松町一丁目緑地	300.00	遊		広				憩	花												維
A-32	西新橋一丁目緑地	661.72	遊		広				憩	花		木										維
A-33	愛宕一丁目緑地	376.53	遊		広				憩	花										防		維
A-34	(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(検討中)
A-35	(仮称) 三田小山町西地区公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(検討中)
A-36	(仮称) 三田三・四丁目地区公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(検討中)
A-37	(仮称) 品川駅北周辺地区公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(検討中)
A-①	都立芝公園	122,501.09	遊	遊	広		ス		憩	花						史			便			
A-②	旧芝離宮恩賜庭園	43,175.36	遊	遊					憩	花					庭	史			便			
A-③	愛宕山グリーンヒルズ周辺（公開空地）	-	遊																			

■ 現在ある機能 □ 導入を検討する機能 ▨ 見直しを検討する機能

<凡例>

利用タイプ	公園等が有する施設・資源	
のびのび 遊べる公園	遊：遊び場（遊具、砂場） 広：多目的広場、芝生	じゃ：じゃぶじゃぶ池、噴水池（水遊び可） ド：ドッグラン（常設）
健康づくりを 楽しむ公園	健：健康遊具	ス：投球場、バスケットゴールなど
くつろぎ 憩える公園	憩：休息・憩いの場（ベンチ、パーゴラ、四阿） 花：花壇等（花壇、バラ園、藤棚、サクラ等）	噴：噴水
緑・自然に 親しむ公園	木：巨木、樹林地（散策路）	水：湧水、親水空間（古川、運河など）、池 ビ：ビオトープ、田んぼ
歴史・文化に ふれる公園	庭：庭園	彫：彫刻、モニュメント 史：史跡 記：記念公園、記念物（記念碑、跡地等）
その他（施設、活動）	便：公衆トイレ 防：防災施設（災害用トイレ、かまどベンチ、防災倉庫、災害用井戸等） ア：アドプト・プログラム 維：維持管理協定	

2 麻布地区

(1) 地区の特性

①土地利用・まちづくりの動向

- ・六本木周辺ににぎやかな商業地域が広がる一方で、昔の大名屋敷の面影を残す有栖川宮記念公園などが残され、落ち着いた雰囲気住宅地や歴史が感じられる寺町が形成されています。
- ・高台や低地など起伏に富んだ地形を背景に坂道が多く、がま池、柳の井戸などの湧水が各所に見られます。
- ・各国の大使館があり、国際色豊かな街並みを楽しむことができることも、地区の大きな特色となっています。
- ・「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン（平成24年12月）」に沿って、高層住宅を含む複合的な再開発が進んでおり、六本木地区や麻布台地区で開発が計画されています。

②人口

- ・5地区の中で人口が2番目に多く、世帯数は最も多い地区です。
- ・年少人口（14歳以下）の比率13.9%で、5地区の中で中間に位置します。

■基礎データ（麻布地区）

地区面積	3.79km ²	
人口 ※1	61,056人	
世帯数 ※1	36,048世帯	
年齢別人口構成比 ※2	年少人口（14歳以下）	13.9%
	生産年齢人口（15～64歳）	70.8%
	老年人口（65歳以上）	15.4%
昼夜間人口比 ※3	1.99	

■将来人口推計（麻布地区）※4



※1 人口・世帯数：令和3年1月1日

※2 年齢別人口：令和3年1月1日

※3 昼夜間人口：平成27年国勢調査

※4 将来人口推計：各年1月1日

（出典：港区の将来人口推計（令和3年3月））

(2) 公園等・公衆トイレの現状

①公園等の整備・管理・利用の状況

- ・国や東京都の公園等が立地しない地区であり、有栖川宮記念公園のほかは小規模な公園等が多く、公園・緑地の総面積は5地区で最小です。
- ・飯倉公園とさくら坂公園は、区内で1番目、2番目に子ども達の利用割合が多い公園です。
- ・ビオトープのある元麻布三丁目緑地、古川沿いの新広尾公園、古川橋児童遊園など、小規模ながらも自然や水辺といった特色を持つ公園等が複数あります。また、古川地下調節池整備事業等により長らく使用できなかった一の橋公園の再整備が進んでいます。
- ・六本木通り沿いの西麻布三・四丁目付近一帯は歩いて行ける範囲に公園等が不足する地域となっています。

②公衆トイレの現状

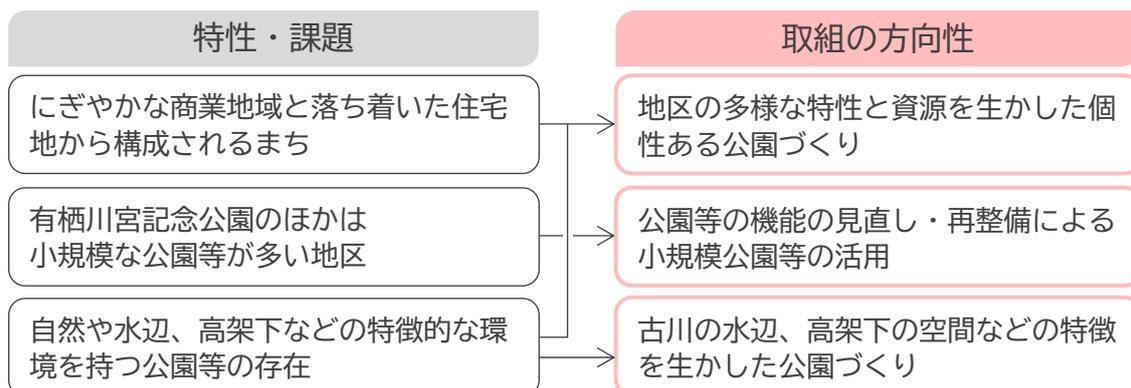
- ・商業・業務地域や古川沿いに立地する公衆トイレは、タクシー運転手等の利用により、比較的用户数が多くなっています。
- ・設置または改修から30年以上経過した公衆便所が複数あり、その内50年以上経過している2箇所は、老朽化への対応が必要です。

■公園・緑地の整備状況（麻布地区）

種別		平成17（2005）年		平成26（2014）年		令和3（2021）年	
		箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）
港区の公園等	区立公園	12	89,163	12	89,163	11	88,591
	区立児童遊園	14	7,453	15	7,985	15	7,985
	区立緑地	7	1,484	8	5,182	8	5,182
	区立遊び場	2	397	2	397	2	439
	小計	35	98,497	37	102,727	36	102,197
国・東京都の公園等		—	—	—	—	—	—
公園等面積（㎡）		35	98,497	37	102,727	36	102,197

（令和3（2021）年4月1日現在）

(3) 地区の特性・課題を踏まえた取組の方向性



(4) 公園等の整備・管理運営の方針

<麻布地区全体の方針>

歴史ある有栖川宮記念公園をはじめ、再整備が進む一の橋公園を中心とした麻布十番一帯の公園、多くの子どもたちでにぎわう筈公園や飯倉公園、洗練された商業・業務地である六本木地区の公園等やオープンスペースなど、地区の多様な特性と資源を生かした個性ある公園づくりを進めます。

①公園等の整備・管理運営の方針

関連する主な施策

施策1-2-2 施策2-2-2

○有栖川宮記念公園を中心とした緑の拠点形成

- ・ 区内最大規模の有栖川宮記念公園を本地区の拠点公園と位置づけ、日本庭園の歴史性、スポーツ施設、都立中央図書館を併設する特性を生かしつつ、区民の憩いの場、子どもの遊びの場、自然や歴史を身近に感じられる場としての機能、防災拠点としての機能の維持・向上を図ります。
- ・ 近接する中高生プラザとの連携や町会等との連携により、更なる公園の活用を目指します。

○水辺や高架下空間の特徴を生かした公園づくり

施策1-2-2 施策1-2-3

- ・ 一の橋公園周辺では、古川の再生整備に合わせて東京電力からの滲出水の放流や光の演出などを継続しつつ、古川のさらなる魅力向上と地域のにぎわい拠点となるような環境をつくります。
- ・ 古川沿いにおいて、水辺に親しめる空間を充実させていくため、開発事業等の機会を捉えて水辺空間の連続化を図ります。
- ・ 古川橋児童遊園など高架下の公園等は、雨に影響されない特性を生かした軽スポーツなどの活用を検討します。

○利用状況を踏まえた公園等の機能の見直し・再整備

施策1-2-1 施策1-3-1 施策2-3-3

- ・ 防犯面で課題のあった六本木三丁目児童遊園と六本木三丁目公衆便所を一体的に再整備し、安全・安心なまちづくりを進めます。
- ・ 絶江児童遊園、六本木坂上児童遊園、久国神社境内遊び場は、子ども達の遊び空間として、のびのび遊べる公園に機能を転換します。
- ・ 中ノ橋児童遊園は、子ども達の利用が少ないことを踏まえ、遊びの機能の見直しを行います。
- ・ 西麻布二丁目児童遊園の再整備に合わせ、ユニバーサルデザイン遊具の配置を検討します。
- ・ 開発に伴い移設・再整備される横川省三記念公園は、インクルーシブな要素を取り入れた整備を進めます。
- ・ 歩いて行ける範囲に公園等が不足する西麻布地域において、公園または公園と同等の機能を有するオープンスペース等を確保します。

○自然や歴史・文化を生かした公園等の整備・管理・活用

施策1-2-2

- ・生物多様性に資する供給地である有栖川宮記念公園、湧水を生かしたビオトープのある元麻布三丁目緑地において、生きものに配慮した公園の管理を進めます。
- ・小規模な公園等を地域の歴史資源をめぐる拠点やまちあるきの拠点として活用できるよう、休憩施設や案内板等の充実を図ります。

○多様な主体との協働による公園づくり

施策2-2-2 施策3-1-1

- ・アドプト・プログラムの活用などにより、多様な主体と協働して公園等の維持管理を進めます。
- ・プレーパークの運営に係る新たな住民組織の発掘を目指し、指定管理者と連携しながら試行的にプレーパークを実施します。

②公衆トイレの整備・管理運営の方針

施策2-1

- ・老朽化した有栖川宮記念公園三軒家口のトイレを、誰もが使いやすい車椅子使用者用便房に建替えます。
- ・一の橋公園と西麻布二丁目児童遊園の再整備に合わせ、一の橋公衆便所と児童遊園内トイレの再整備を進めます。整備の際は、災害時に活用できるトイレについて検討します。
- ・築50年以上が経過し、老朽化が進んでいる十番通宮村町公衆便所と永坂上公衆便所は、建替えを検討します。

■麻布地区の公園等



有栖川宮記念公園
四季を感じられる庭園



筈公園
子ども達の遊び場として人気

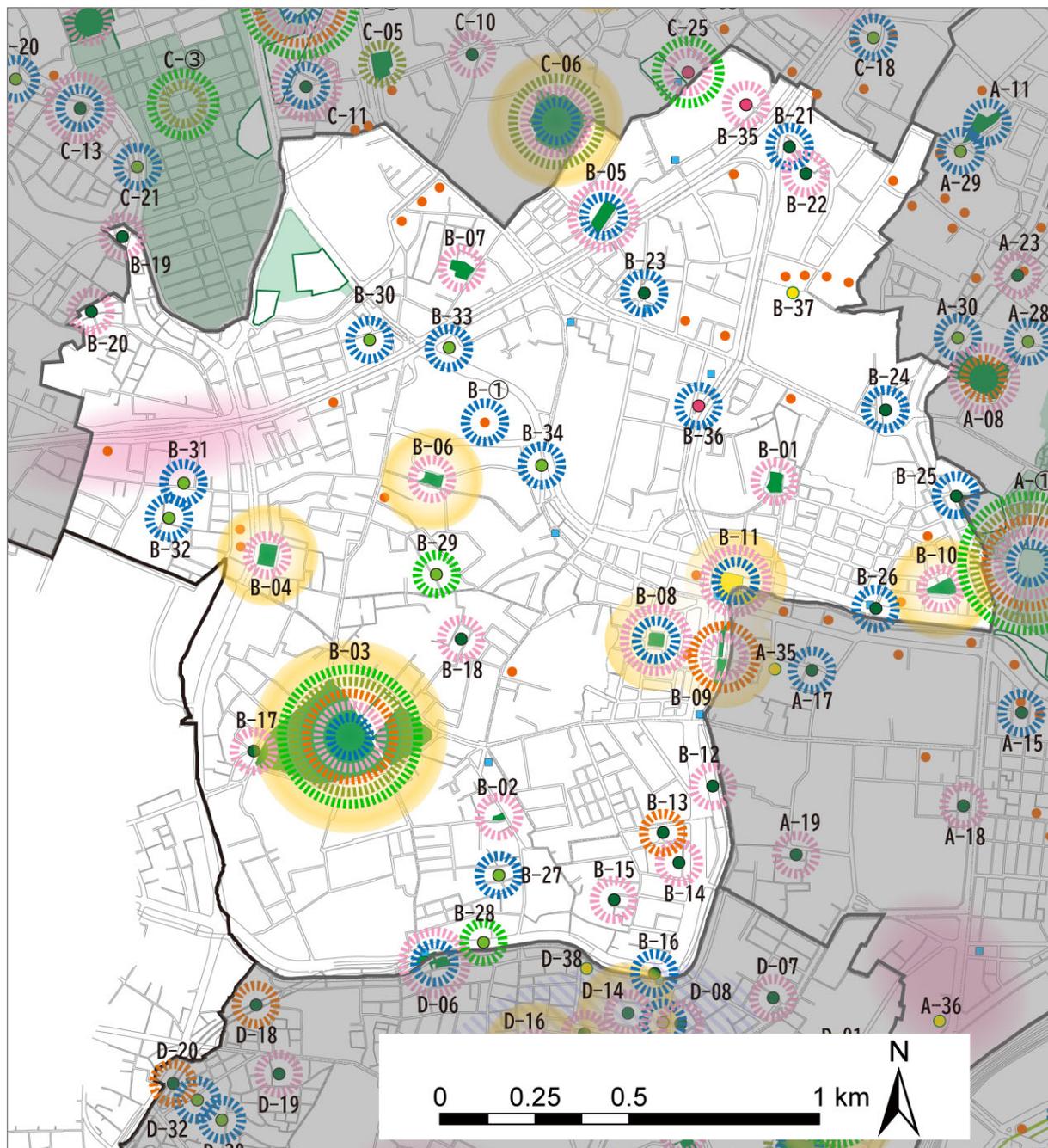


本村公園
地域の方々の意見を反映し令和2年度整備



さくら坂公園
六本木ヒルズに近接した国際色豊かな遊び場

■ 公園等配置計画図（麻布地区）



凡例	
	区立公園（開園/工事中/計画）
	児童遊園
	緑地
	遊び場
	運河沿緑地
	都・国の緑地等
	都市計画公園（未開設部のあるもの）
	公開空地
	公衆トイレ
	歩いて行ける範囲に公園等がない地域
	子どもの遊び場ニーズの高いエリア
	公園等の位置づけ
	拠点となる公園
	身近な公園
	公園等利用タイプ
	のびのび遊べる公園
	くつろぎ憩える公園
	健康づくりを楽しむ公園
	緑・自然に親しむ公園
	歴史・文化にふれる公園

■ 公園等一覧（麻布地区）

（令和4（2022）年3月予定）

No.	公園名 (拠点)	面積 (m ²)	利用 タイプ	のびのび遊べる			健康づくり を楽しむ		くつろぎ 憩える		緑・自然に 親しむ			歴史・文化に ふれる				その他				
				遊	じゃ	広	ド	健	ス	憩	花	噴	木	水	ビ	庭	彫	史	記	便	防	ア
B-01	狸穴公園	1,771.90	遊			広				憩	花	噴						記	便	防	ア	
B-02	本村公園	493.39	遊			広				憩	花								便	防	ア	
B-03	有栖川宮記念公園	67,131.11	遊			広		ス		憩			木	水		庭		記	便	防	ア	
B-04	筈公園	2,441.38	遊							憩	花								便	防	ア	
B-05	三河台公園	2,588.42	遊			広		健		憩	花						彫		便	防	ア	
B-06	さくら坂公園	1,539.65	遊							憩							彫					
B-07	六本木西公園	2,186.90	遊			広		健		憩	花								便	防	ア	
B-08	網代公園	1,358.67	遊			広		健		憩	花						彫		便	防		
B-09	新広尾公園	2,059.12	遊			広			ス	憩	花			水					便	防	ア	
B-10	飯倉公園	2,192.38	遊			広				憩	花								便	防		
B-11	一の橋公園（工事中）	4,828.00	遊	じゃ						憩	花	噴		水							防	
B-12	南麻布一丁目児童遊園	450.55	遊							憩	花											
B-13	南麻布新堀児童遊園	533.73	遊						ス	憩									便	防		
B-14	南麻布二丁目児童遊園	465.61	遊							憩									便			維
B-15	絶江児童遊園	180.87	遊							憩	花							記				
B-16	古川橋児童遊園	372.89	遊							憩				水					便			
B-17	広尾児童遊園	172.93	遊							憩												
B-18	宮村児童遊園	1,111.81	遊						ス	憩	花								便	防	ア	
B-19	筈児童遊園	848.97	遊			広		健		憩	花								便	防		
B-20	西麻布二丁目児童遊園	914.61	遊							憩									便	防		
B-21	六本木坂下児童遊園	553.08	遊							憩			木									維
B-22	六本木坂上児童遊園	661.34	遊			広		健		憩	花											維
B-23	六本木三丁目児童遊園	288.18	遊							憩									便	ア		
B-24	飯倉雁木坂児童遊園	172.36	遊			広				憩												
B-25	東麻布児童遊園	882.23	遊			広				憩	花		木									
B-26	中ノ橋児童遊園	376.12	遊							憩			木						便			
B-27	薬園坂緑地	105.04	遊							憩			木									
B-28	古川沿緑地	1,286.56	遊							憩	花			水			彫					
B-29	元麻布三丁目緑地	197.21	遊							憩					ビ							
B-30	西麻布一丁目緑地	150.00	遊							憩			木									
B-31	牛坂緑地	101.79	遊							憩	花											
B-32	西麻布四丁目緑地	259.31	遊							憩	花		木									
B-33	六本木緑地	2,868.42	遊			広				憩	花		木									
B-34	六本木六丁目緑地	213.91	遊			広				憩	花		木				彫					
B-35	久国神社境内遊び場	341.00	遊							憩			木									
B-36	永坂上遊び場	98.00	遊					健		憩												
B-37	横川省三記念公園（移設・再整備）	-	-																			
B-①	六本木ヒルズ（公開空地）	-								憩								史				

■ 現在ある機能 □ 導入を検討する機能 ■ 見直しを検討する機能

<凡例>

利用タイプ	公園等有する施設・資源
のびのび遊べる公園	遊：遊び場（遊具、砂場） 広：多目的広場、芝生 じゃ：じゃぶじゃぶ池、噴水池（水遊び可） ド：ドッグラン（常設）
健康づくりを楽しむ公園	健：健康遊具 ス：投球場、バスケットゴールなど
くつろぎ憩える公園	憩：休息・憩いの場（ベンチ、パーゴラ、四阿） 花：花壇等（花壇、バラ園、藤棚、サクラ等） 噴：噴水
緑・自然に親しむ公園	木：巨木、樹林地（散策路） 水：湧水、親水空間（古川、運河など）、池 ビ：ビオトープ、田んぼ
歴史・文化にふれる公園	庭：庭園 彫：彫刻、モニュメント 史：史跡 記：記念公園、記念物（記念碑、跡地等）
その他（施設、活動）	便：公衆トイレ 防：防災施設（災害用トイレ、かまどベンチ、防災倉庫、災害用井戸等） ア：アドプト・プログラム 維：維持管理協定

3 赤坂地区

(1) 地区の特性

①土地利用・まちづくりの動向

- ・外堀通りや青山通り沿いの商業・業務地に外資系企業や最先端の文化、情報を発信する店舗・事務所が集積し、街区内部の落ち着いた環境には低層の住宅や店舗などが共存しています。
- ・明治神宮外苑、青山霊園などの大規模な緑地が分布しているものの、まちなかに身近に感じられる緑は多くない地域です。
- ・赤坂氷川神社をはじめ、由緒ある寺社が多く、歴史を感じられる資源が多数残されています。
- ・東京ミッドタウン六本木、赤坂インターシティAIRなど、開発事業によって緑豊かなオープンスペースが増えています。
- ・「青山通り周辺地区まちづくりガイドライン（平成27年10月）」に沿って、魅力的な街並みが形成されており、また、青山通りを中心として、地域の方々やエリアマネジメント法人によるまちづくり活動が実施されています。

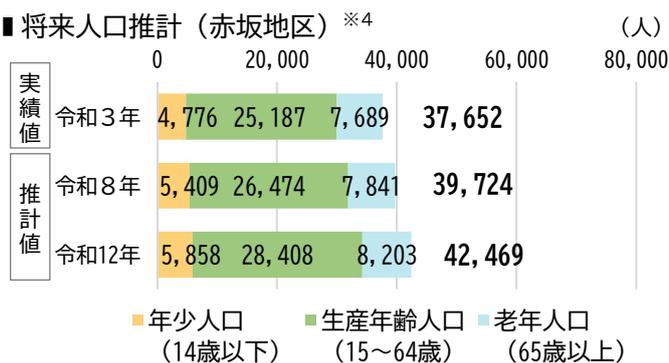
②人口

- ・5地区の中で人口が最も少なく、老年人口（65歳以上）の割合が最も高い地区です。
- ・将来人口推計では、区全体の人口増加に伴って地区の人口も増加しますが、伸び率は他の地区に比べて小さい見込です。

■基礎データ（赤坂地区）

地区面積	4.01km ²	
人口 ※1	37,652人	
世帯数 ※1	21,643世帯	
年齢別人口構成比 ※2	年少人口（14歳以下）	12.7%
	生産年齢人口（15～64歳）	67.0%
	老年人口（65歳以上）	20.4%
昼夜間人口比 ※3	5.34	

■将来人口推計（赤坂地区）※4



※1 人口・世帯数：令和3年1月1日
 ※2 年齢別人口：令和3年1月1日
 ※3 昼夜間人口：平成27年国勢調査
 ※4 将来人口推計：各年1月1日
 （出典：港区の将来人口推計（令和3年3月））

(2) 公園等・公衆トイレの現状

①公園等の整備・管理・利用の状況

- ・規模の大きい明治神宮外苑、青山霊園、青山公園、檜町公園が、地区のシンボリックな公園となっています。
- ・赤坂付近には区立公園、青山付近には児童遊園を主体に、比較的均等に公園等が分布していますが、赤坂二丁目付近、南青山五丁目付近では歩いて行ける範囲に公園等が不足しています。
- ・民有地のオープンスペースと一体的な空間を形成している檜町公園、明治・大正時代の歴史にゆかりのある高橋是清翁記念公園、乃木公園、バラ園のある氷川公園などの特色ある公園では、休日の利用者が平日より多い傾向がみられます。

②公衆トイレの現状

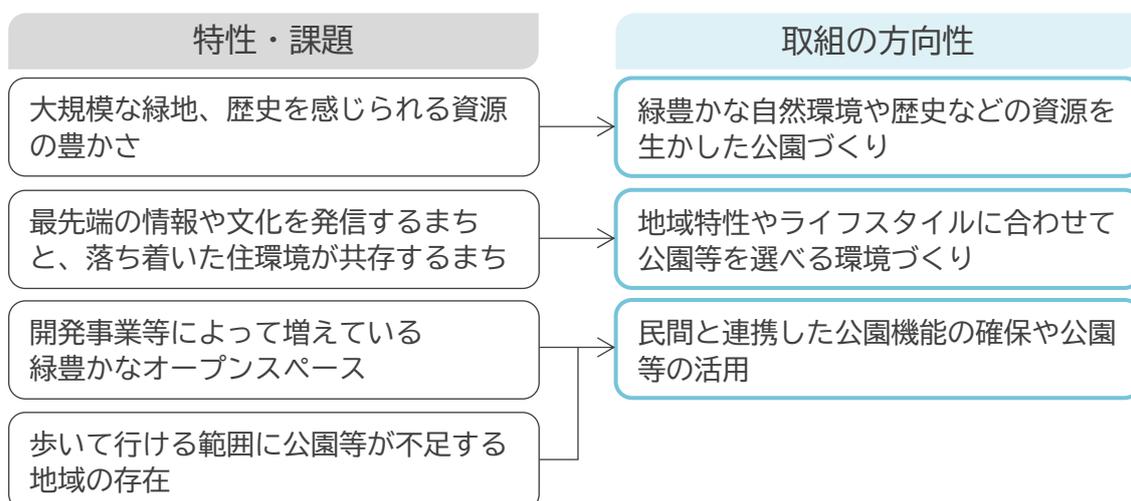
- ・令和3（2021）年度にラグビー場前公衆便所が廃止となり、赤坂地区では権田原公衆便所と氷川神社前公衆便所の2箇所となりました。2箇所とも令和元（2019）年度に老朽化に伴う建替えを実施しています。

■公園・緑地の整備状況（赤坂地区）

種別		平成17（2005）年		平成26（2014）年		令和3（2021）年	
		箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）
港区の公園等	区立公園	7	41,106	8	45,179	8	45,179
	区立児童遊園	9	7,092	9	7,198	9	7,759
	区立緑地	2	308	5	832	6	982
	区立遊び場	1	284	1	284	1	284
	小計	19	48,789	23	53,492	24	54,204
国・東京都の公園等		2	108,500	2	108,327	2	109,880
公園等面積（㎡）		21	157,289	25	161,819	26	164,083

（令和3（2021）年4月1日現在）

(3) 地区の特性・課題を踏まえた取組の方向性



(4) 公園等の整備・管理運営の方針

<赤坂地区全体の方針>

檜町公園をはじめ、自然、歴史、文化を生かしつつ、住む人、訪れる人が楽しめる公園づくりを進めます。また、子どもの遊び、スポーツ、休息や散策など、赤坂・青山地区の地域特性や区民のライフスタイルに合わせて身近な公園等を選べる環境を、区民、事業者等と連携・協働してつくっていきます。

①公園等の整備・管理運営の方針

関連する主な施策

施策1-2-2

施策2-2-2

○檜町公園を中心とした緑とにぎわいの拠点形成

- ・赤坂ミッドタウンのオープンスペースと一体となった檜町公園は、大名庭園の名残がある池などの貴重な自然や歴史資源を生かすとともに、民有地の管理者と連携した公園の利活用を進めます。

○民間と連携した公園機能の確保と活用

施策1-1-2

施策2-2-2

- ・青山北町児童遊園と民間敷地における一体的なエリマネ活動を進め、地域のにぎわい創出を図ります。
- ・北青山三丁目地区の開発に伴い北青山三丁目児童遊園と北青山三丁目緑地が廃止となります。2つの遊び場に代わるオープンスペースを、開発に合わせ整備するよう誘導します。
- ・神宮外苑地区のまちづくりにおいて、樹林地などの緑豊かな自然環境を保全していきます。
- ・歩いて行ける範囲に公園等が不足する地域となっている赤坂二丁目地区と南青山五丁目地区において、開発等のまちづくりの機会を捉えて、公園等または公園等と同等の機能を有するオープンスペースを確保します。

○地域や公園等の特性と利用状況を踏まえた機能の充実、見直し

施策1-2-1

施策1-2-2

- ・商店・事務所・住宅等が密集する南青山や、まちづくりの動きがある北青山の地域では、公園等に子どもの遊びの空間の確保を進めつつ、住民や就業者の休息の場としての機能も確保していきます。
- ・一ツ木公園は、のびのび遊べる公園として、子ども達の遊び空間を充実します。
- ・高橋是清翁記念公園、乃木公園など、歴史資源を有する公園等については、庭園の遺構や建造物、樹木等を適切に保全、維持管理するとともに、これらの資源を生かした利用を促進します。
- ・高橋是清翁記念公園は、開発に合わせ、老朽化した擁壁の改修や南北の歩行者動線を確保することで安全・安心を強化するとともに、子ども達の遊び場空間の拡充を図ります。
- ・生物多様性に資する供給地である青山霊園、明治神宮外苑、赤坂御用地と区の内外を結ぶエコロジカルネットワークの充実を図るため、ネットワーク上に位置する南青山、赤坂等において生きものに配慮した公園の整備・管理に特に努めます。

○多様な主体との協働による公園等の維持管理と活用

施策 2-2-2 施策 3-1-1

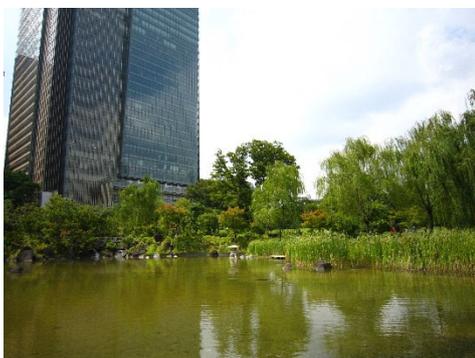
- ・ アドプト・プログラムの活用などにより、多様な主体と協働して公園等の維持管理、安全で安心して利用できる身近な公園づくりに取り組みます。また、地域特性や利用者の意向、要望を踏まえながら地域のお祭りや防災訓練等のイベント実施を支援し、公園のにぎわいを創出します。
- ・ 指定管理者によるプレーパークを地域団体が積極的に協力している状況を踏まえ、今後、地域団体がプレーパークを自主運営できるよう、継続的にプレーパークを実施するとともに、区の支援体制を構築します。

②公衆トイレの整備・管理運営の方針

施策 1-1

- ・ 清掃等の維持管理の水準を維持します。

■ 赤坂地区の公園等



檜町公園
東京ミッドタウンの空地と一体的に整備



高橋是清翁記念公園
遊びの場や憩いの場として利用者が多い

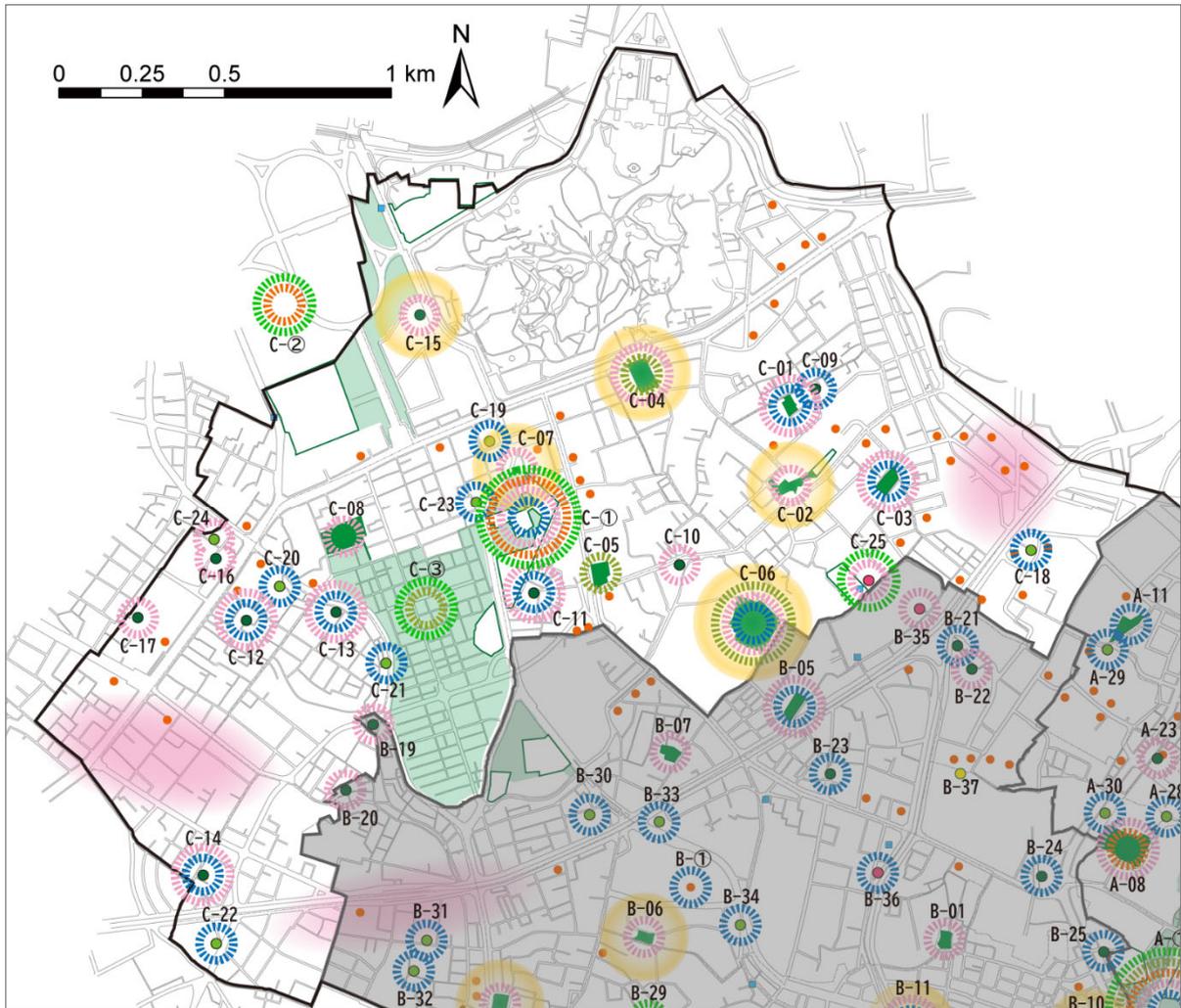


青葉公園
子ども達の遊び場として人気



青山北町児童遊園
エリマネ団体により日常管理を実施

■ 公園等配置計画図（赤坂地区）



凡例	
区立公園（開園/工事中/計画）	公園等の位置づけ
児童遊園	拠点となる公園
緑地	身近な公園
遊び場	公園等利用タイプ
運河沿緑地	のびのび遊べる公園
都・国の緑地等	くつろぎ憩える公園
都市計画公園（未開設部のあるもの）	健康づくりを楽しむ公園
公開空地	緑・自然に親しむ公園
公衆トイレ	歴史・文化にふれる公園
歩いて行ける範囲に公園等がない地域	
子どもの遊び場ニーズの高いエリア	

4 高輪地区

(1) 地区の特性

①土地利用・まちづくりの動向

- ・台地上のエリアは住宅地が多く、低地部には住宅、店舗、工場が混在しており、全体に住宅地としての特性が強い地区です。
- ・国立科学博物館附属自然教育園やホテル等の商業用地、寺社などにまとまった緑が残されており、住み、働き、学ぶ人々の生活に潤いをもたらしています。
- ・品川駅から田町駅にかけての地域で開発プロジェクトが進行しており、新たなビジネス交流拠点、歩行者ネットワークなどの形成が進む予定です。
- ・「三田・高輪地区まちづくりガイドライン（平成30年5月）」に沿って、ガイドラインで示された5つのエリアごとに、またエリアを組み合わせながら、関係機関や地域の方々によるまちづくりが進んでいます。
- ・「白金高輪駅東部地区まちづくり構想（令和3年7月）」に沿って、開発の機運を捉えながら、まちづくりを進めていきます。

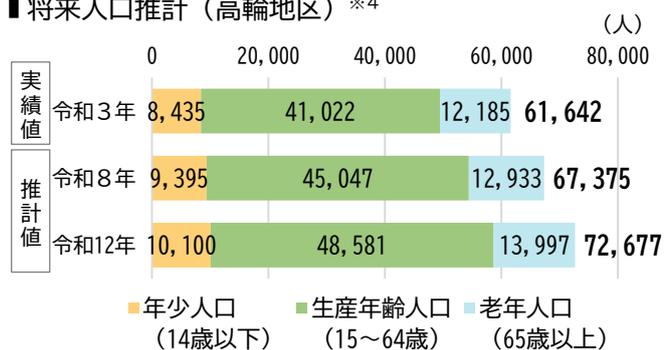
②人口

- ・近年、高層の集合住宅の建設が相次ぎ、人口が増加しており、5地区で人口が最も多く、昼夜間人口比が最も小さくなっています。
- ・年少人口（14歳以下）の比率は、5地区の中で中程度ですが、老年人口（65歳以上）の比率が赤坂地区に次いで高くなっています。

■基礎データ（高輪地区）

地区面積	3.48km ²	
人口 ※1	61,642人	
世帯数 ※1	33,770世帯	
年齢別人口構成比 ※2	年少人口（14歳以下）	13.4%
	生産年齢人口（15～64歳）	66.9%
	老年人口（65歳以上）	19.6%
昼夜間人口比 ※3	1.46	

■将来人口推計（高輪地区）※4



※1 人口・世帯数：令和3年1月1日

※2 年齢別人口：令和3年1月1日

※3 昼夜間人口：平成27年国勢調査

※4 将来人口推計：各年1月1日

（出典：港区の将来人口推計（令和3年3月））

(2) 公園等・公衆トイレの現状

①公園等の整備・管理・利用の状況

- ・台地上に、自然教育園、白金台どんぐり児童遊園、三田台・亀塚公園等、比較的規模が大きい公園が立地しています。
- ・斜面地の地形を生かした高輪森の公園、クスノキの大木がシンボルとなっている高松くすのき公園、サクラが生い茂る雷神山児童遊園など緑や自然に親しめる公園等、高架下で雨の影響を受けにくい環境を生かした三光児童遊園、奥三光児童遊園など、立地を生かした特色ある公園等が各地にみられます。
- ・高輪森の公園、亀塚公園において、みなと外遊びの会がプレーパークやあそびのきちを運営しており、多くの子どもたちが自然に親しみながらのびのび遊べる場が創出されています。

②公衆トイレの現状

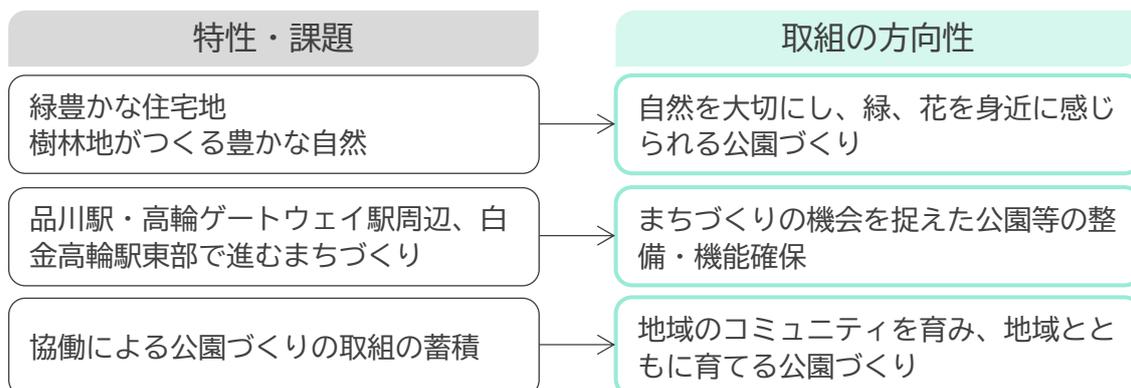
- ・令和3（2021）年4月1日現在、高輪地区は、公衆便所が3箇所と少ないですが、その内2箇所は、設置または改修から50年以上経過しており、老朽化への対応が必要です。
- ・老朽化が進行しても、歩道の幅員確保などの観点から建て替えが困難な状況にあります。

■公園・緑地の整備状況（高輪地区）

種別	平成17（2005）年		平成26（2014）年		令和3（2021）年		
	箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）	
港区の公園等	区立公園	4	17,353	6	29,960	6	30,880
	区立児童遊園	20	14,508	19	20,611	18	20,164
	区立緑地	2	503	5	1,150	7	1,593
	区立遊び場	7	9,594	6	3,179	5	3,097
	小計	33	41,958	36	54,900	36	55,734
国・東京都の公園等	1	198,600	1	193,854	1	193,854	
公園等面積（㎡）	34	240,558	37	248,754	37	249,588	

（令和3（2021）年4月1日現在）

(3) 地区の特性・課題を踏まえた取組の方向性



(4) 公園等の整備・管理運営の方針

<高輪地区全体の方針>

自然と触れ合いながら遊べる公園、緑や花を楽しみながらくつろげる公園など、高輪地区の特徴である豊かな緑と自然を生かした公園づくりを進めるとともに、地域のコミュニティを育む場として公園等の活用を進めます。

①公園等の整備・管理運営の方針

関連する主な施策

施策2-2-2 施策3-1-1

○区民との協働のシンボルとなる拠点形成

- ・白金台どんぐり児童遊園について、区民との協働により公園づくりを進めてきた蓄積を生かし、引き続き本地区における協働による公園のシンボルに位置づけ、区民をはじめとする多様な主体との協働による利活用を進めます。

○まちづくりの機会を捉えた公園等の整備・機能確保

施策1-1-1 施策1-1-2 施策1-2-1

- ・都市計画公園三田台公園の面積を拡充し、一定の面積が確保できた段階で、区民要望を反映した整備を進めます。
- ・環状4号線整備事業で失われる公園等の代替となる公園等の確保に努めます。
- ・品川駅西口地区の開発に合わせ、高輪森の公園を拡充するとともに、芝公園から続く緑の軸の強化を図ります。
- ・白金一丁目東部北地区に新たに整備される児童遊園では、子ども達の遊び場、地域のコミュニティ形成の場として整備します。また、古川を鑑賞でき、楽しめる親水空間を整備します。
- ・歩いて行ける範囲に公園等が不足する白金二丁目周辺などにおいて、まちづくりの機会を捉えて公園または公園と同等の機能を有するオープンスペース等の確保を進めます。
- ・白金一・三田五丁目周辺など、子どもの遊び場ニーズの高いエリアにおいて、開発事業等の機会を捉えて、子どもの利用に配慮した施設整備等を誘導します。

○地域の特性に合わせた公園・児童遊園の整備と活用

施策1-2-3 施策3-1-1

- ・子どもたちの多様な遊びの体験を支援するため、地域の様々な主体と連携し、多様なプログラムの提供を進めます。
- ・白金二丁目第二緑地、白金六丁目緑地は、くつろぎ憩える公園に位置づけ、近隣住民が緑とふれあいやすらげる場としていきます。
- ・拠点公園である高輪公園を、周囲のまちづくりに合わせ、機能強化を図り、再整備します。
- ・白金志田町児童遊園の再整備に合わせ、ユニバーサルデザイン遊具の配置を検討します。

○自然を生かした公園づくりの推進

施策1-2-2

- ・生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所に指定されている亀塚公園、高輪森の公園等において、生きものの生息・生育に適した環境づくりを進めます。
- ・古川沿いにおいて、水辺に親しめる空間を充実させていくため、開発事業等の機会を捉えて水辺空間の連続化を図ります。

○多様な主体との協働による公園づくり

施策2-2-1

施策2-2-2

施策3-1-1

- ・ アドプト・プログラムの活用などにより、多様な主体と協働して公園等の維持管理を進めるとともに、緑や花の育成を通じて地域コミュニティ形成、緑化の普及・啓発につながるよう公園等を活用していきます。
- ・ 高輪森の公園では、プレーパーク事業を通して、利用者、指定管理者、みなと外遊びの会などが連携し、公園の活用を進めます。
- ・ 亀塚公園では、あそびのきち事業を通して、子育て関連の施設との連携を図り、公園の活用を進めます。

②公衆トイレの整備・管理運営の方針

施策2-1

施策2-3

- ・ 築50年以上が経過し、老朽化が進んでいるものの、立地条件に制約のある老増町公衆便所、三光坂下公衆便所について、建替えを検討します。なお、三光坂下公衆便所は、東京都施行の都市計画道路事業に支障となるため、移設建替えが困難な場合、周辺のトイレの配置状況を踏まえた上で、廃止を検討します。
- ・ 高輪公園、白金志田町児童遊園の再整備に合わせ、公園等内トイレの再整備を進めます。整備の際は、災害時に活用できるトイレについて検討します。

■ 高輪地区の公園等



白金台どんぐり児童遊園
水遊びが楽しめるじゃぶじゃぶ池が人気



高輪公園
多くの木があり緑豊かな公園

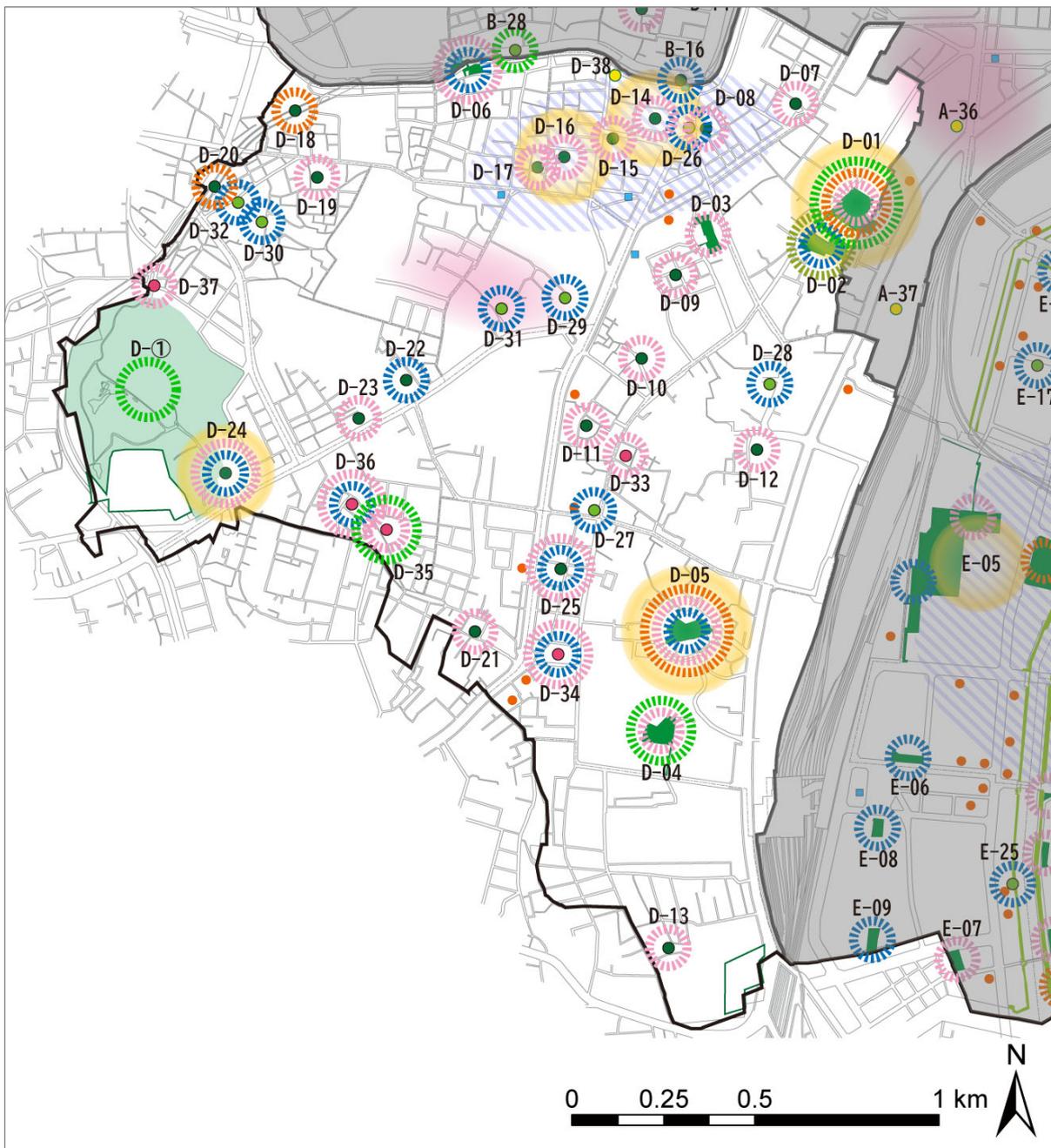


高輪森の公園
自然を生かしたプレーパークが人気



亀塚公園
カントウタンポポの生育地が保存されている

■ 公園等配置計画図（高輪地区）



凡例

- 区立公園（開園/工事中/計画）
- 児童遊園
- 緑地
- 遊び場
- 運河沿緑地
- 都・国の緑地等
- 都市計画公園（未開設部のあるもの）
- 公開空地
- 公衆トイレ
- 歩いて行ける範囲に公園等がない地域
- 子どもの遊び場ニーズの高いエリア

公園等の位置づけ

- 拠点となる公園
- 身近な公園

公園等利用タイプ

- のびのび遊べる公園
- くつろぎ憩える公園
- 健康づくりを楽しむ公園
- 緑・自然に親しむ公園
- 歴史・文化にふれる公園

■ 公園等一覧（高輪地区）

（令和4（2022）年3月予定）

No.	公園名 (拠点)	面積 (㎡)	利用 タイプ	のびのび遊べる			健康づくり を楽しむ		くつろぎ 憩える		緑・自然に 親しむ		歴史・文化に ふれる			その他						
				遊	じゃ	広	ド	健	ス	憩	花	噴	木	水	ビ	庭	彫	史	記	便	防	ア
D-01	亀塚公園	9,183.38		遊		広				憩	花						史	記	便	防	ア	
D-02	三田台公園	5,698.66				広				憩	花					彫	史		便	防		
D-03	高松くすのき公園	3,639.04		遊		広		健		憩	花		水							防		ア
D-04	高輪森の公園	4,917.29				広				憩	花		木	水				記	便	防		
D-05	高輪公園	5,958.11		遊	じゃ			健	ス	憩	花		木	水			彫		便	防		ア
D-06	白金公園	1,483.97		遊		広		健		憩	花		水			彫		便	防			
D-07	豊岡町児童遊園	190.91		遊						憩										防		
D-08	三田松坂児童遊園	772.70		遊		広				憩	花								便		ア	
D-09	松ヶ丘児童遊園	82.80		遊						憩	花											
D-10	高松児童遊園	544.85		遊				健		憩	花								便			
D-11	二本榎児童遊園	379.47		遊		広				憩												
D-12	泉岳寺前児童遊園	1,892.39		遊		広		健		憩	花						記	便				
D-13	高輪南町児童遊園	617.90		遊						憩	花		木					便				
D-14	白金志田町児童遊園	1,258.86		遊		広				憩	花							便		防		
D-15	白金児童遊園	1,070.06		遊					ス	憩	花						記	便		防		
D-16	白金一丁目児童遊園	1,137.58		遊		広				憩								便		防		
D-17	四の橋通児童遊園	497.31		遊						憩	花							便				
D-18	三光児童遊園	1,641.13		遊				健	ス	憩								便				
D-19	雷神山児童遊園	990.25		遊						憩	花					彫				防		
D-20	奥三光児童遊園	212.84		遊						憩												
D-21	白金児童遊園	1,746.72		遊						憩	花							便				
D-22	白金台四丁目児童遊園	432.35								憩	花		木					便		防	ア	
D-23	白金児童遊園	592.10		遊						憩	花							便				
D-24	白金台どんぐり児童遊園	6,103.48		遊	じゃ	広		健		憩	花				ビ		記	便		防	ア	
D-25	西町つなぐ児童遊園	452.81		遊		広				憩	花			水				便		防		
D-26	魚籃坂下緑地	352.92								憩	花			水								
D-27	高輪一丁目緑地	339.31								憩	花		木									
D-28	伊皿子坂緑地	151.86								憩	花		木									
D-29	白金二丁目緑地	150.00		遊						憩												
D-30	明治坂緑地	156.00								憩	花		木									
D-31	白金二丁目第二緑地	230.16								憩	花											
D-32	白金六丁目緑地	213.07								憩											防	
D-33	承教寺前遊び場	40.00		遊						憩												
D-34	高輪台遊び場	527.00		遊						憩									便			
D-35	白金台緑の遊び場	878.00											木									
D-36	白金台三丁目遊び場	1,416.00		遊					ス	憩								便		防		
D-37	日東坂下遊び場	236.00		遊						憩												
D-38	(仮称) 白金一丁目東部北地区児童遊園	-	-																			
D-①	国立自然教育園	193,854.00											木	水					便			

■ 現在ある機能 □ 導入を検討する機能 ■ 見直しを検討する機能

<凡例>

利用タイプ	公園等有する施設・資源
のびのび遊べる公園	遊：遊び場（遊具、砂場） 広：多目的広場、芝生 じゃ：じゃぶじゃぶ池、噴水池（水遊び可） ド：ドッグラン（常設）
健康づくりを楽しむ公園	健：健康遊具 ス：投球場、バスケットゴールなど
くつろぎ憩える公園	憩：休息・憩いの場（ベンチ、パーゴラ、四阿） 花：花壇等（花壇、バラ園、藤棚、サクラ等） 噴：噴水
緑・自然に親しむ公園	木：巨木、樹林地（散策路） 水：湧水、親水空間（古川、運河など）、池 ビ：ビオトープ、田んぼ
歴史・文化にふれる公園	庭：庭園 彫：彫刻、モニュメント 史：史跡 記：記念公園、記念物（記念碑、跡地等）
その他（施設、活動）	便：公衆トイレ 防：防災施設（災害用トイレ、かまどベンチ、防災倉庫、災害用井戸等） ア：アドプト・プログラム 維：維持管理協定

5 芝浦港南地区

(1) 地区の特性

①土地利用・まちづくりの動向

- ・大半が埋め立てによりできた起伏の少ない平らな地形の中を大小さまざまな運河等が流れるとともに、台場には眺望に恵まれた海があり、水辺を身近に感じられるまちです。
- ・他地区と比較して緑被率は低いものの、公園等の整備、商業・業務施設の整備によって近年緑が増えています。

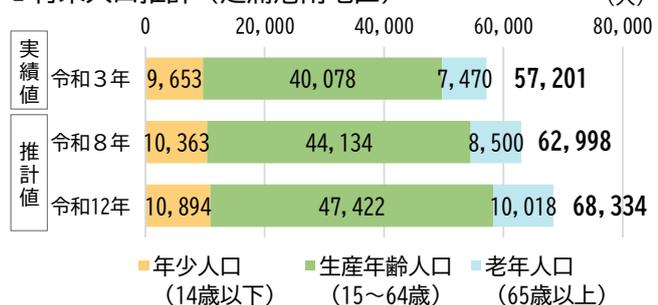
②人口

- ・近年の開発事業等により、多くの高層マンションが建設され、居住人口が増加傾向にあります。
- ・年少人口（14歳以下）の割合が他地区に比べて高く、子どもが多い地域です。
- ・引き続き人口の増加が見込まれており、令和12年までに19.5%人口が増加すると推計されています。

■基礎データ（芝浦港南地区）

地区面積	4.64km ²	
人口 ※1	57,201人	
世帯数 ※1	29,092世帯	
年齢別人口構成比 ※2	年少人口（14歳以下）	16.8%
	生産年齢人口（15～64歳）	70.3%
	老年人口（65歳以上）	12.9%
昼夜間人口比 ※3	3.46	

■将来人口推計（芝浦港南地区）※4



※1 人口・世帯数：令和3年1月1日

※2 年齢別人口：令和3年1月1日

※3 昼夜間人口：平成27年国勢調査

※4 将来人口推計：各年1月1日

（出典：港区の将来人口推計（令和3年3月））

(2) 公園等・公衆トイレの現状

①公園等の整備・管理・利用の状況

- ・芝浦中央公園、港南緑水公園、お台場レインボー公園など、他地区に比べて規模の大きい区立公園が多く、都立海上公園も複数立地していることから、公園等の総面積は5地区で最大となっています。
- ・規模の大きい区立公園が多いことから、ドッグラン、スポーツ施設など、活動的なレクリエーションを楽しむことができる公園が多いことも特徴となっています。
- ・大小さまざまな公園等を結ぶように運河沿緑地が整備されており、公園等のネットワークも発達しています。
- ・駅周辺の商業・業務地域に立地する公園等は、平日の大人の休息利用が多く、集合住宅が多い地域に立地する公園等は休日の利用、子どもの遊びの利用が多くなっています。

②公衆トイレの現状

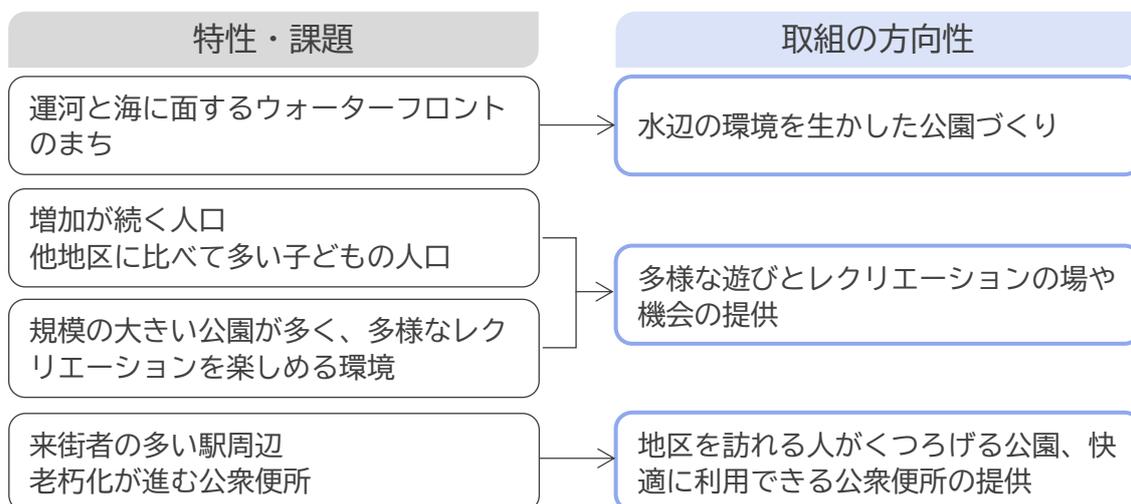
- ・設置または改修から30年以上経過した公衆便所が3箇所あり、その内50年以上経過している香取橋際公衆便所は、老朽化への対応が必要です。

■公園・緑地の整備状況（芝浦港南地区）

種別	平成17（2005）年		平成26（2014）年		令和3（2021）年		
	箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）	
港区の公園等	区立公園	11	69,296	14	95,841	13	109,950
	区立児童遊園	3	855	3	1,203	3	1,203
	区立緑地	7	48,158	11	66,469	11	69,627
	区立遊び場	2	4,333	2	4,363	2	4,363
	小計	23	122,642	30	167,876	29	185,143
国・東京都の公園等	3	108,000	5	135,687	5	135,687	
公園等面積（㎡）	26	230,642	35	303,563	34	320,830	

（令和3（2021）年4月1日現在）

(3) 地区の特性・課題を踏まえた取組の方向性



(4) 公園等の整備・管理運営の方針

<芝浦港南地区全体の方針>

運河と海に面するウォーターフロントの環境を生かし、水辺空間、自然とのふれあいの場を創出していくとともに、それぞれの公園等の立地と資源を生かして働く人々の憩いの場、子どもたちがのびのびと遊べる場、活動的なレクリエーションの場を形成していきます。

①公園等の整備・管理運営の方針

関連する主な施策

○規模を生かした拠点の形成

施策 2-2-2

・芝浦公園・みなとパーク芝浦、芝浦中央公園一帯、港南緑水公園等を本地区の拠点に位置づけ、地域で暮らし働く人々に親まれる緑を育成するとともに、多様な利活用を推進します。

○まちづくりの機会を捉えた公園等の整備・機能確保

施策 1-1-2 施策 2-2-2

・開発に合わせ、2か所に分かれている新浜公園を1か所に集約し、古川と芝浦運河の魅力を感じることができ親水空間の整備やユニバーサルデザインの遊具の配置を検討します。また、エリアマネジメントによる民間敷地との一体的な活用を推進します。

○多様な遊びの場や機会の提供

施策 1-1-2 施策 1-2-1 施策 3-1-1

・港南三丁目遊び場におけるプレーパーク事業を通じて、子どもたちがのびのびと自由に遊べる場を提供していきます。
・子どもの遊び場ニーズの高いエリアにおいて、開発事業等の機会を捉えて、子どもの利用に配慮した施設整備等を誘導します。

○自然や水辺を身近に感じられる公園づくり

施策 1-2-2

・生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所に指定されている芝浦中央公園、港南緑水公園において、生きものの生息・生育に適した環境づくりを進めます。
・稲作体験（芝浦公園）など自然体験の場を増やし、緑に親しむ機会の充実を図ります。
・竹芝橋北の遊歩道を連続化し、水辺へのアクセスの向上を図ります。また、船着き場や、にぎわい創出のためのイベントの開催など、水辺空間の多様な活用を推進します。
・お台場レインボー公園については、レジャー施設の集積や海域に面しているなどの立地特性を活かし、都立お台場海浜公園と一体となったレクリエーション機能の充実を図ります。

○スポーツができる公園等の活用推進

施策 1-2-1

・夕風橋際遊び場は、区内で唯一、スケートボードで遊ぶことができる場として引き続き活用していきます。

○働く人々の憩いの場の提供

施策 1-2-3

・品川駅、田町駅周辺の公園等は、くつろぎ憩える公園に位置づけ、就業者や来街者等が休憩機能を維持、充実していきます。

○多様な主体との協働による公園づくり

施策2-2-2 施策3-1-1

- ・アドプト・プログラムの活用などにより、区民や地域の企業等と協働で、公園等の美化、運河沿いの緑化を推進します。

②公衆トイレの整備・管理運営の方針

施策1-1 施策2-2 施策2-3

- ・駅周辺の公衆便所は来街者が多い特性を踏まえ清掃回数を他より増やすなど、利用状況に応じた維持管理を進め、清潔感のあるトイレを維持します。
- ・地域の美化活動、緑化活動等と連携して美観を維持し、安心してトイレを利用できる環境をつくります。
- ・田町駅東口の開発に合わせ、公衆便所の再整備を誘導します。
- ・香取橋架替え工事に支障となる香取橋際公衆便所は、移設建替えが困難な場合、周辺のトイレの配置状況を踏まえた上で、廃止を検討します。

■ 芝浦港南地区の公園等



芝浦公園
子ども達の遊び場として人気



港南緑水公園
自然観察池やドッグランを設置

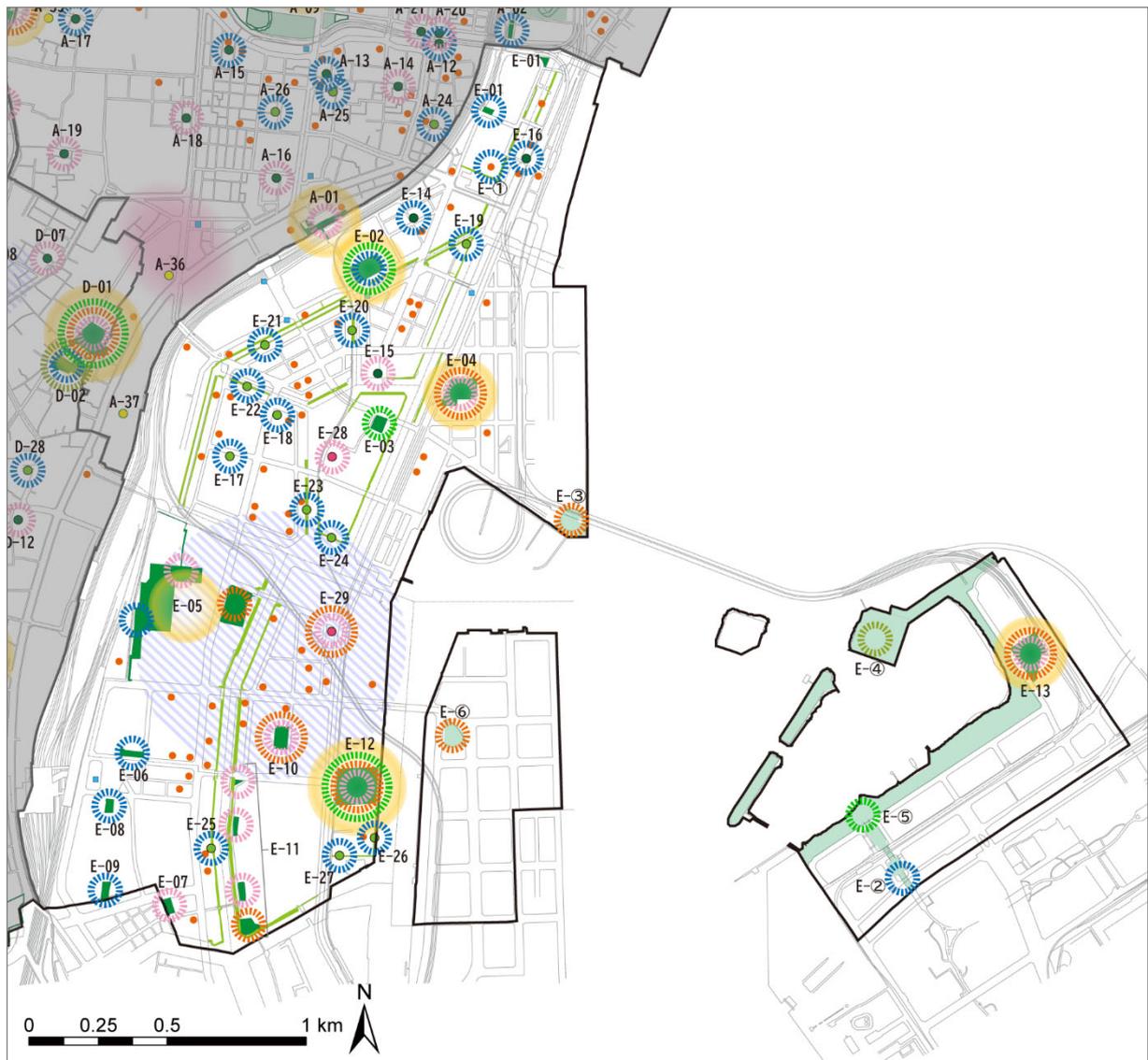


港南公園
高浜運河を眺めることができる安らげる空間



芝浦中央公園
芝浦水再生センターの上部利用による公園整備

■ 公園等配置計画図（芝浦港南地区）



凡例	
■ ■	区立公園（開園/工事中/計画）
●	児童遊園
●	緑地
●	遊び場
■	運河沿緑地
■	都・国の緑地等
	都市計画公園（未開設部のあるもの）
●	公開空地
■	公衆トイレ
	歩いて行ける範囲に公園等がない地域
	子どもの遊び場ニーズの高いエリア
	拠点となる公園
● ● ● ● ●	身近な公園
	のびのび遊べる公園
	くつろぎ憩える公園
	健康づくりを楽しむ公園
	緑・自然に親しむ公園
	歴史・文化にふれる公園

■ 公園等一覧（芝浦港南地区）

（令和4（2022）年3月予定）

No.	公園名 (拠点)	面積 (㎡)	利用 タイプ	のびのび遊べる			健康づくり を楽しむ		くつろぎ 憩える		緑・自然に 親しむ			歴史・文化に ふれる			その他					
				遊	じゃ	広	ド	健	ス	憩	花	噴	木	水	ビ	庭	彫	史	記	便	防	ア
E-01	新浜公園	1,183.08	遊			広				憩	花					彫				防		維
E-02	芝浦公園	6,800.05	遊			広		ス		憩	花			ビ					便	防		
E-03	プラタナス公園	2,500.00	遊			広				憩	花		木						便	防		ア
E-04	埠頭公園	8,935.27	遊	じゃ				ス		憩	花							記	便			ア
E-05	芝浦中央公園ABCD	45,781.97	遊	じゃ		広	ド		ス	憩	花		木		ビ				便			
E-06	こうなん星の公園	2,150.38	遊							憩	花		木						便			維
E-07	東八ツ山公園	1,837.27	遊					健	ス	憩	花									防		
E-08	汐の公園	1,500.93	遊							憩		噴	木									維
E-09	杜の公園	1,875.16	遊							憩			木		ビ							維
E-10	港南和楽公園	3,800.82	遊			広				憩									便	防		ア
E-11	港南公園ABCD	6,077.29	遊			広			ス	憩	花		木						便	防		
E-12	港南緑水公園	20,206.35	遊	じゃ		広	ド	健		憩					ビ				便	防		ア
E-13	お台場レインボー公園	11,000.00	遊			広		健	ス	憩	花								便			ア
E-14	南浜町児童遊園	232.64	遊							憩	花		木									
E-15	船路橋児童遊園	858.05	遊							憩	花											維
E-16	未広橋児童遊園	112.80	遊							憩	花											ア
E-17	芝浦四丁目緑地	295.80											木									維
E-18	トリニティ芝浦緑地	1,651.77						健		憩	花		木									維
E-19	芝浦運河沿緑地	11,280.56								憩	花			水								ア
E-20	新芝北運河沿緑地	1,203.00								憩	花		木	水								
E-21	新芝運河沿緑地	15,809.98						健		憩	花		水	水								ア
E-22	新芝南運河沿緑地	900.34								憩	花		水	水								
E-23	芝浦西運河沿緑地	8,699.64								憩	花		水	水								ア
E-24	高浜西運河沿緑地	574.68								憩	花		水	水								
E-25	高浜運河沿緑地	27,564.90						健		憩	花		水	水								ア
E-26	京浜運河沿緑地	951.72								憩			水	水								維
E-27	港南四丁目運河沿緑地	778.46								憩			水	水								維
E-28	夕風橋際遊び場	1,361.00				広			ス	憩												
E-29	港南三丁目遊び場	3,002.00	遊	じゃ		広			ス	憩	花								便			
E-①	シーバンス（公開空地）	—								憩			水									
E-②	シンボルプロムナード	14,433.27				広					花	噴							便			
E-③	都立芝浦南ふ頭公園	9,925.71				広																
E-④	都立台場公園	29,963.40											木	水			史					
E-⑤	都立お台場海浜公園	75,414.79											水						便			
E-⑥	都立品川北ふ頭公園	5,950.00				広													便			

■ 現在ある機能 □ 導入を検討する機能 ■ 見直しを検討する機能

<凡例>

利用タイプ	公園等有する施設・資源
のびのび遊べる公園	遊：遊び場（遊具、砂場） じゃ：じゃぶじゃぶ池、噴水池（水遊び可） 広：多目的広場、芝生 ド：ドッグラン（常設）
健康づくりを楽しむ公園	健：健康遊具 ス：投球場、バスケットゴールなど
くつろぎ憩える公園	憩：休息・憩いの場（ベンチ、パーゴラ、四阿） 花：花壇等（花壇、バラ園、藤棚、サクラ等） 噴：噴水
緑・自然に親しむ公園	木：巨木、樹林地（散策路） 水：湧水、親水空間（古川、運河など）、池 ビ：ビオトープ、田んぼ
歴史・文化にふれる公園	庭：庭園 彫：彫刻、モニュメント 史：史跡 記：記念公園、記念物（記念碑、跡地等）
その他（施設、活動）	便：公衆トイレ 防：防災施設（災害用トイレ、かまどベンチ、防災倉庫、災害用井戸等） ア：アドプト・プログラム 維：維持管理協定

【補足】拠点となる公園等の設定

「拠点となる公園等」は、休息や遊びなどの日常利用に加え、イベントやコミュニティ活動等にも積極的に利用していく、街区の拠点となる公園等です。

拠点となる公園等をバランスよく配置するため、土地利用、公園等の利用状況（利用者属性、相互利用の関係など）を踏まえて区内を9エリアに分け、次の考え方により拠点となる公園等を設定しました。

■エリア区分

地区	エリア
芝地区	新橋・虎ノ門
	芝
麻布地区	麻布
赤坂地区	青山
	赤坂
高輪地区	三田・高輪
	白金
芝浦港南地区	芝浦
	港南・台場

右の考え方のいずれかに該当する公園等を、各エリアにバランスよく配置

■設定の考え方

- 集団的な活動を行う自由な空間が確保できる概ね1,000㎡以上の公園等で、利用者数が多いまたはイベント利用が活発に行われている公園等
- 公園等の面積は1,000㎡に満たないが、利用者数が比較的多く、地域活動の拠点となっている公園等

第Ⅴ編

取組の推進に向けて

第1章 推進体制

1 庁内の連携・協力

本計画に基づく施策・取組を着実に進めていくため、各総合支所において公園管理、区民協働を担う部署が連携を図り、指定管理者と適切に役割を分担し、公園等の維持管理、活用を進めます。

また、更なる公園等の活用に向け、新たな取組の実現に向けた検討機会を捉え、庁内の協働、子育て・教育、環境、防災などに関連する部署を含めた推進組織の立上げを検討します。

2 多様な主体との連携・協働

多様な主体との連携・協働により公園等の管理、活用を進めていくため、各地区において区民・利用者等の意見聴取を行う取組を進めます。

また、中長期的に、総合支所、指定管理者、区民、利用者、町会・自治会、アドプト・プログラム参加団体等、公園等の管理、活用に関わる様々な主体が利活用の調整やルールづくりに主体的に取り組む地区ごとの推進体制の構築に努めます。

第2章 進行管理

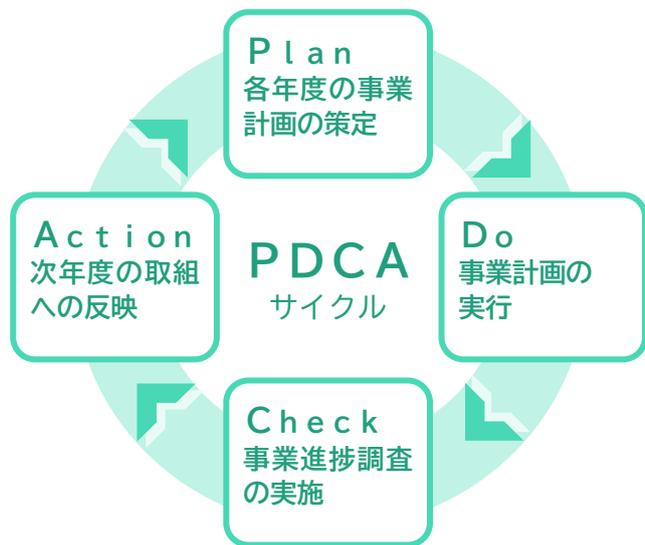
1 進行管理の進め方

PDCAサイクルに沿って、各年度の事業計画の策定（Plan）、実行（Do）、事業進捗調査の実施（Check）、次年度への反映（Action）により、本計画の進行管理を進めます。

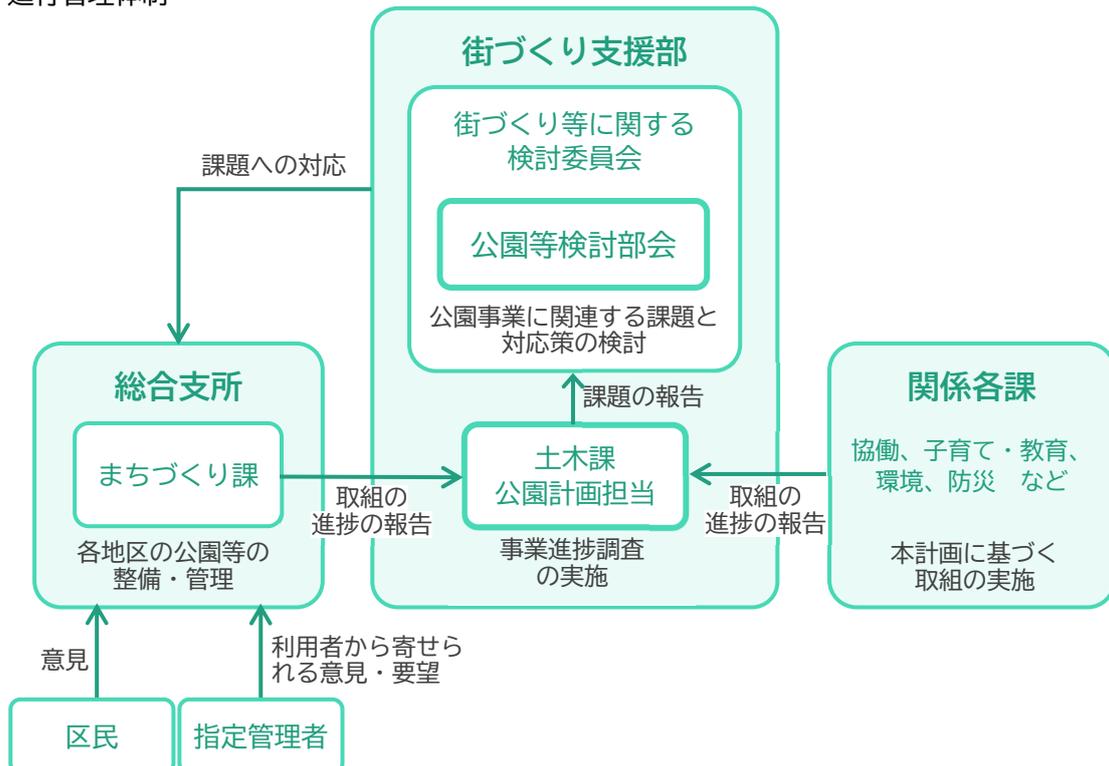
本計画に基づく施策・取組の事業進捗調査については、土木課公園計画担当が毎年度行い、「街づくり等に関する検討委員会」の下部組織である「公園等検討部会」で公園事業に関連する各部署と共有し、進捗の確認、課題の共有、対応策の検討を行い、進行管理を進めていきます。課題への対応は、各総合支所まちづくり課が実施します。

また、本計画全体の内容について、取組の進捗状況や区を取り巻く社会経済情勢の変化に合わせ、5年ごとに策定を検討します。策定に先立って、公園等利用実態調査を実施し、公園等及び公衆トイレの利用状況、区民・利用者の意見を把握し、反映します。策定に当たっては、庁内関係部署の課長級で構成される策定委員会と、区民・団体、学識者から構成される検討会を設置し、新たな事業計画を策定します。

■ PDCAサイクル



■ 進行管理体制



2 各取組の実施時期

「第Ⅱ編 みんなでつくろう！にぎわい公園 2022」及び「第Ⅲ編 レベルアップ！公衆トイレ 2022」の各施策の具体的な取組は、下表の実施時期を踏まえ進めます。

みんなで作ろう！にぎわい公園 2022

基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ

施策	取組名	取組区分	実施時期		
			短期 〔1～3 年以内〕	中期 〔おおむね 5年以内〕	長期 〔5年～〕
1-1 みどりのネットワークの核となる公園等の整備					
1-1-1 公園等の整備	① 未整備都市計画公園の整備 都市計画公園高輪公園・氷川公園の開設	継続		(一部) ○	
	② 地域特性に応じた公園等の整備	継続			
1-1-2 民間と連携した公園等・オープンスペースの確保	① 提供公園等の整備誘導	継続			
	② オープンスペースの整備誘導	充実	○		
1-2 個性を伸ばす公園づくり					
1-2-1 遊びの空間の創出	① 遊び場の確保	新規	○		
	② 遊びの空間のリニューアル	継続			
1-2-2 特色を生かした公園づくり	① 水にふれあう公園づくり	継続			
	② 自然を生かした公園づくり	充実	○		
	③ 歴史・文化を生かした公園づくり	継続			
1-2-3 計画的な公園等のリニューアル	① 利用者ニーズに合わせた公園等への再整備	継続			
	② 高架下の有効活用による特色ある公園整備	継続			
	③ ドッグランの設置	継続			
	都や民間との連携による設置、小規模ドッグランの設置	継続	(一部)	○	
1-3 公園の基本的機能の向上					
1-3-1 インクルーシブな公園の整備	① インクルーシブな遊び場の導入	新規	○		
	② インクルーシブな遊び場に関する情報発信	新規		○	
1-3-2 多様な利用者への配慮	① 公園施設のバリアフリー化	継続			
	② 障害者や外国人にもわかりやすい公園案内板の設置	継続			
1-3-3 防災機能の強化	① 防災施設の設置	充実	○		
	② 雨水浸透の促進	継続			
1-3-4 環境配慮の推進	① ゼロカーボンシティの推進 マイボトル対応型給水設備の導入	充実	(一部)	○	
	② ヒートアイランド対策の推進	充実	○		
	③ 緑資源の有効活用	継続			
	④ 受動喫煙に配慮した環境づくり	継続			
1-3-5 利便性の向上	① シェアリングポートの設置	継続			
	② Wi-Fi利用環境の充実	新規	○		
	③ 混雑状況の配信	新規	○		

基本方針2 公園からまちのにぎわいを生み出す

施策	取組名	取組区分	実施時期		
			短期 1～3 年以内	中期 [おおむね] 5年以内	長期 [5年～]
2-1 公園等の魅力の発信					
2-1-1 各種媒体等による 情報発信	① 各種広報媒体、SNS等を利用した 情報の発信	充実	<input checked="" type="checkbox"/>		
	② 利用を促すサイン等の設置	充実	<input checked="" type="checkbox"/>		
	③ ロケ地としての公園の活用	継続			
2-2 公園等の特色を生かしたにぎわい創出					
2-2-1 公園等を楽しむメニュー やサービスの充実	① 公園等の特色を生かしたプログラム ・サービスの提供	継続			
	② 物販・飲食サービスの提供	新規	<input checked="" type="checkbox"/>		
	③ 花のある公園づくり	継続			
2-2-2 多様な主体との連携に よる公園活用	① 地域と連携した公園活用	充実	<input checked="" type="checkbox"/>		
	② 他分野の施策・事業と連携した 公園活用の推進	充実	<input checked="" type="checkbox"/>		
2-3 安心して使える公園づくり					
2-3-1 遊具等の安全対策と 長寿命化	① 点検の実施	継続			
	② 計画的な維持補修・施設の更新	継続			
2-3-2 樹木の適切な維持管理	① 樹木点検の実施	継続			
	② 老木等の計画的な更新	新規		<input checked="" type="checkbox"/>	
2-3-3 防犯対策の推進	① 公園等の防犯対策	継続			
	② 防犯カメラの設置	充実	<input checked="" type="checkbox"/>		
2-3-4 ウィズコロナの公園利用	① 感染状況に応じた公園利用マナーの周知	新規	<input checked="" type="checkbox"/>		

基本方針3 みんなで公園を育てる

施策	取組名	取組区分	実施時期		
			短期 1～3 年以内	中期 [おおむね] 5年以内	長期 [5年～]
3-1 区民協働の公園づくり					
3-1-1 公園整備・管理における 協働の推進	① 公園整備段階からの協働の推進	継続			
	② アドプト・プログラムの推進	継続			
	③ プレーパーク・あそびのきちの推進	充実	<input checked="" type="checkbox"/>		
	④ 協働の担い手づくり	新規	<input checked="" type="checkbox"/>		
	⑤ 寄附を活用したみどりや施設の整備	継続			
3-1-2 区民等の意見の収集と 反映	① 定期的な利用実態調査の実施	継続			
	② 区民・利用者の意見反映機会の充実	継続			
3-2 公園等の活用可能性を広げる仕組みづくり					
3-2-1 利活用促進に向けた 規制緩和の検討	① 利活用の試行	新規		<input checked="" type="checkbox"/>	
	② 占用許可の条件緩和	充実	<input checked="" type="checkbox"/>		
3-2-2 新たな制度の活用	① 新たな制度活用に向けた検討	新規		<input checked="" type="checkbox"/>	
3-3 推進体制づくり					
3-3-1 地区ごとの推進体制 づくり	① 定期的な利用者懇談会等の実施	新規	<input checked="" type="checkbox"/>		
3-3-2 公園事業全体の進行管理 の仕組みづくり	① 事業進捗調査の実施	新規	<input checked="" type="checkbox"/>		
	② 進捗状況に応じた課題の改善	新規	<input checked="" type="checkbox"/>		

進めよう！おもてなし公衆トイレ 2022

基本方針	施策名	取組区分	実施時期		
			短期 〔1～3年以内〕	中期 〔おおむね5年以内〕	長期 〔5年～〕
基本方針1 誰もが安心して利用できる公衆トイレづくり					
	1-1 清潔なトイレの維持	継続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1-2 公衆トイレの安全対策	継続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1-3 公衆トイレの案内整備	継続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基本方針2 必要とされる場所に利用しやすい公衆トイレづくり					
	2-1 ユニバーサルデザインのトイレ整備	充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	災害時に活用できる公衆トイレの整備		(一部) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2-2 公共施設・民間施設のトイレ活用	充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2-3 公衆便所機能の適正配置の検討	継続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基本方針3 創意工夫による質の高い公衆トイレづくり					
	3-1 公衆トイレのデザイン向上	充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	文化芸術事業やNPO等と連携したデザイントイレの整備		(一部) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3-2 他の公共施設整備との連携	新規	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3-3 専門家の助言や利用者意見の反映の検討	新規	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

資料編

1 港区の公園等の現状

(1) 公園等の現状

①公園等の利用状況

公園等の利用状況及び満足度、後述の公衆トイレの利用状況及び満足度は、令和元(2019)年度に実施した「公園等利用実態調査」を基に、整理したものです。

文中の「平成16年調査」、「平成25年調査」は、それぞれ各年度に実施した公園等利用実態調査を示します。

【令和元(2019)年度公園等利用実態調査の概要】

①利用実態調査

- ・対象公園等の出入り口もしくは所定の位置で、平日・休日各1日の入退の人数、園内の各施設の利用者数とその属性(性別、年代等)のカウント調査を実施。

〔調査対象〕 区立公園48箇所、児童遊園54箇所

〔調査実施時期〕 令和元(2019)年9月下旬～12月中旬

1箇所につき平日・休日各1日(午前7時～午後7時※)

※開園時間が指定されている公園等は開園時間内のみ調査

②アンケート調査

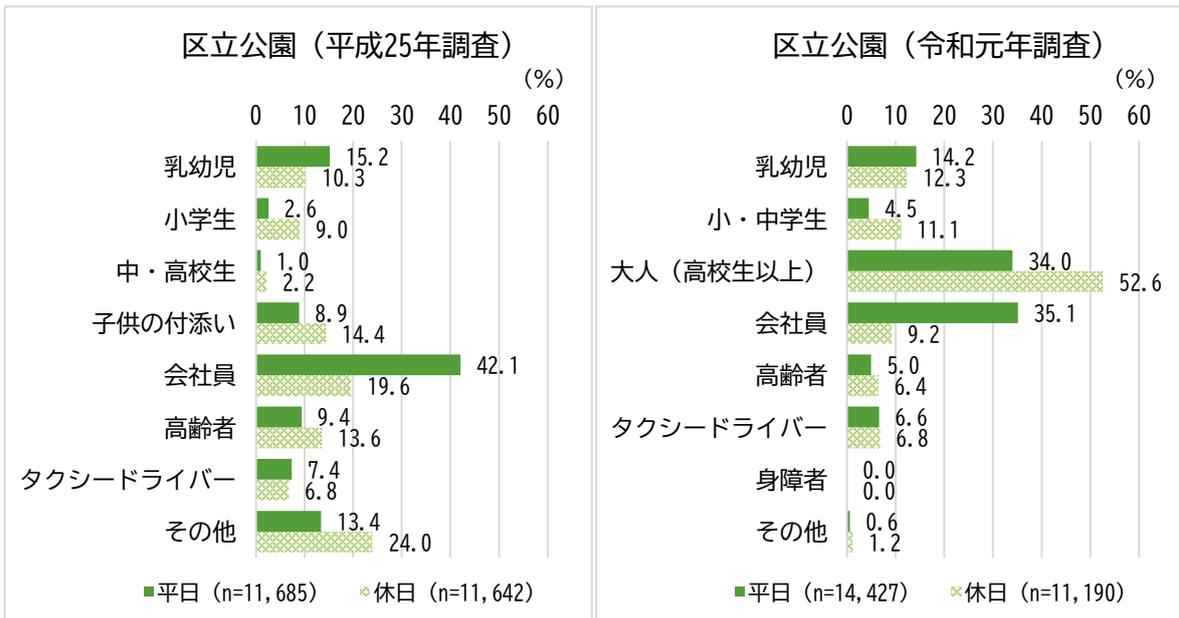
- ・利用者、近隣住民、区立保育園保護者、企業を対象に、下表に示す方法でアンケートを実施。

対象	調査方法	回収数
利用者	調査時間内に対象公園等(102箇所)を訪れた利用者への対面調査	2,766件
近隣住民	対象公園等(102箇所)に隣接する住宅、商店等へのアンケート投函(3,060件)・郵送回収による調査	835件 (回収率27.3%)
区立保育園保護者	区立保育園(20園)を介した調査票配付、回収による調査(配布数1,000枚)	395件 (回収率39.5%)
企業	区立公園10箇所周辺の企業への郵送方式のアンケート(配布数101件)	32件 (回収率31.7%)

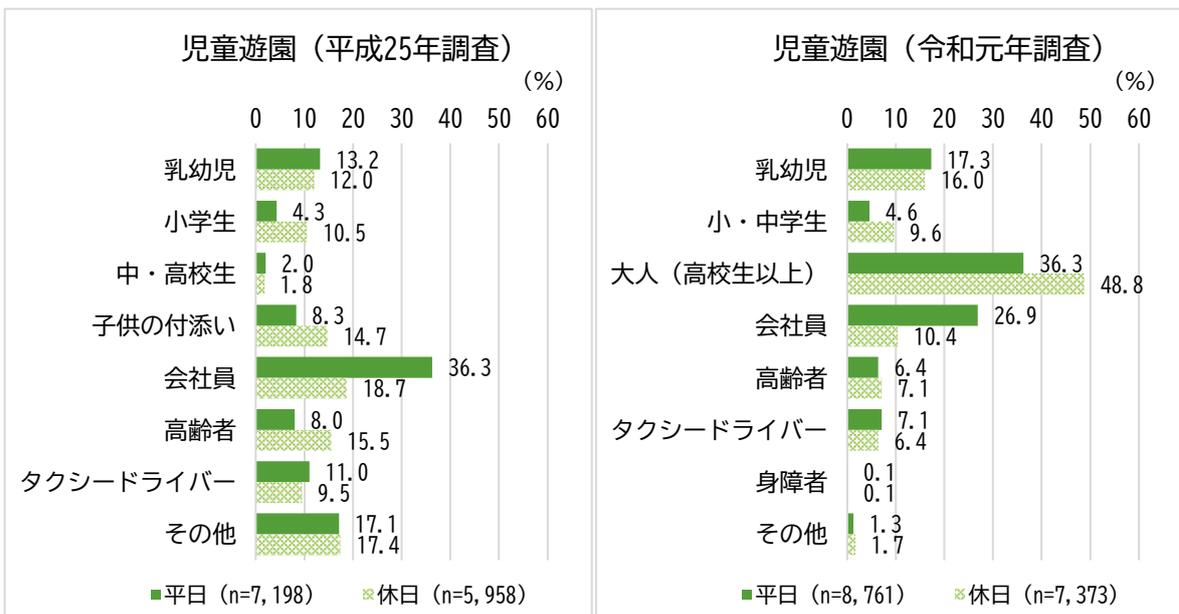
ア 利用者属性

- 令和元年調査における区立公園の利用者は、平日は会社員（35.1%）、休日は大人（高校生以上）（52.6%）が最も多い。平成25年調査と比較すると、平日、休日ともに会社員の割合が低下しています。
- 令和元年調査における児童遊園の利用者については、平日、休日とも大人（高校生以上）の割合が、それぞれ36.3%、48.8%で最も多くなっています。平成25年調査と比較すると、平日、休日ともに会社員、高齢者、タクシードライバーの割合が低下し、乳幼児の割合が微増しています。

■ 区立公園



■ 児童遊園

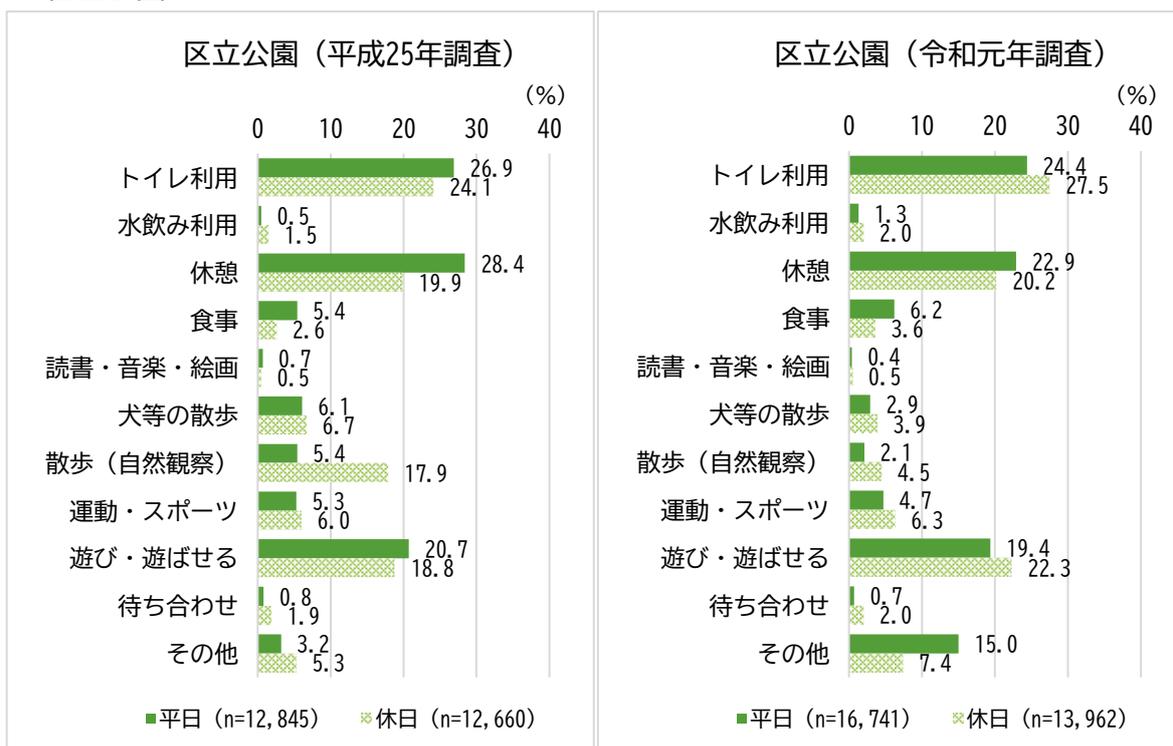


イ 利用動向

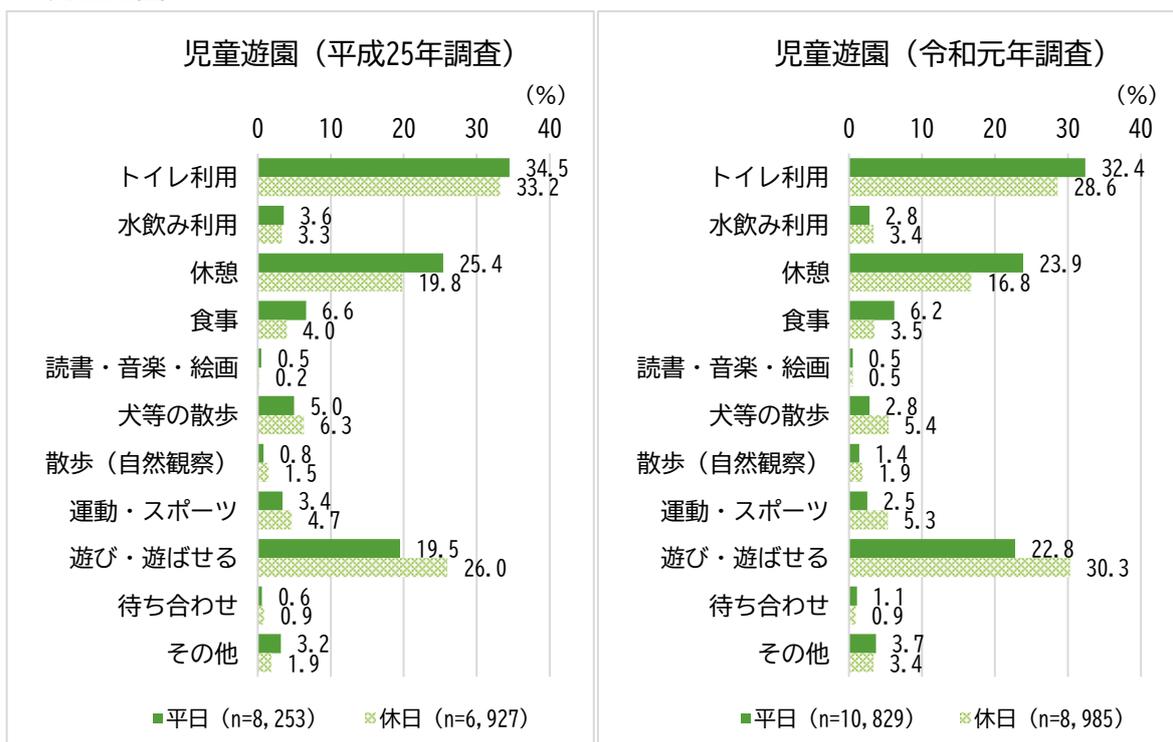
○令和元年調査における園内での利用者等の動向は、区立公園、児童遊園ともに「トイレ利用」「休憩」「遊ぶ・遊ばせる」が多くなっています。

○平成25年調査と比べると、全体的にはほぼ同様の傾向にあるが、区立公園の休日利用において「散歩（自然観察）」の割合が大きく低下しています。

■ 区立公園



■ 児童遊園



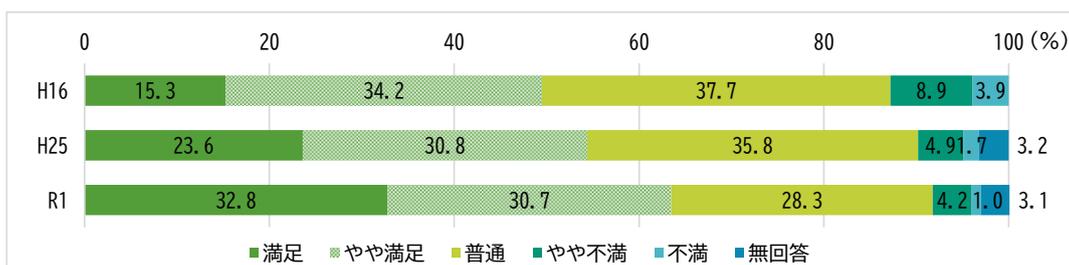
②公園等の満足度

ア 満足度

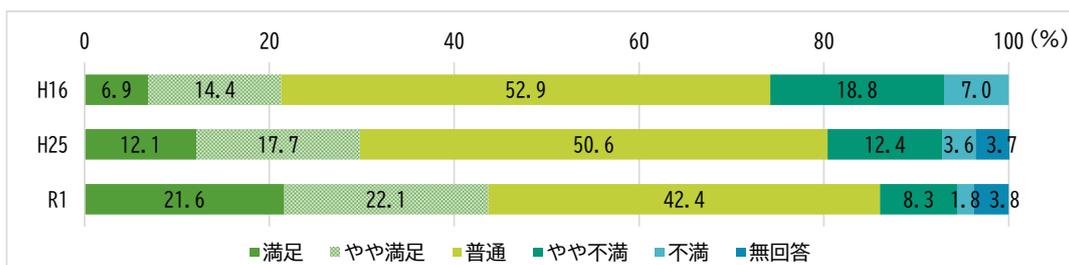
○公園等の満足度（「満足」と「やや満足」を合計した割合）は、各項目とも過去の調査と比較して向上しています。

○項目間の比較では、高齢者や障害者等への配慮に関する満足度が他項目より低く、5割を下回っています。

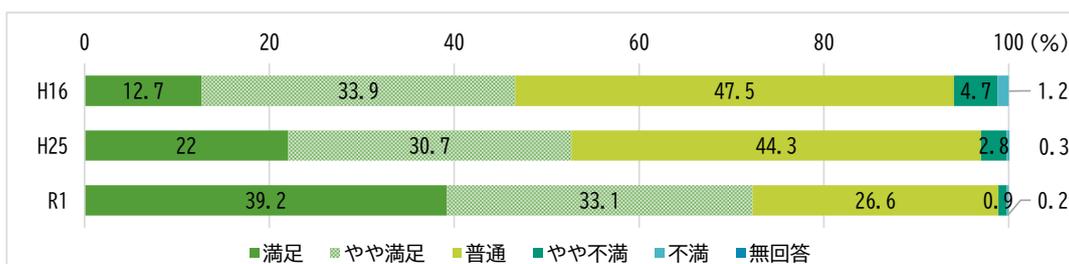
■ 安心感や安全性（安全安心）



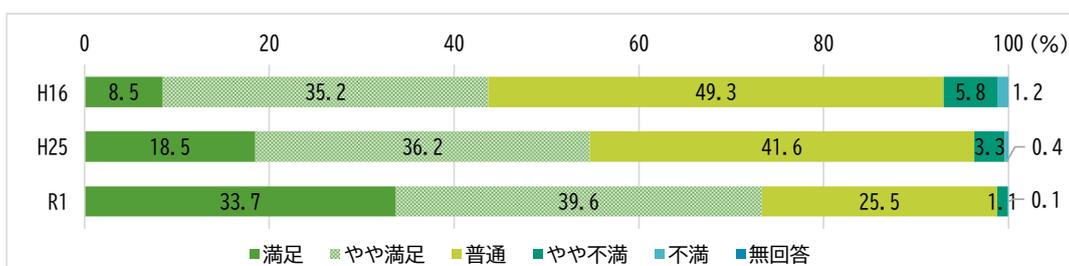
■ 高齢者や障害者等への配慮（バリアフリー）



■ 使いやすさ



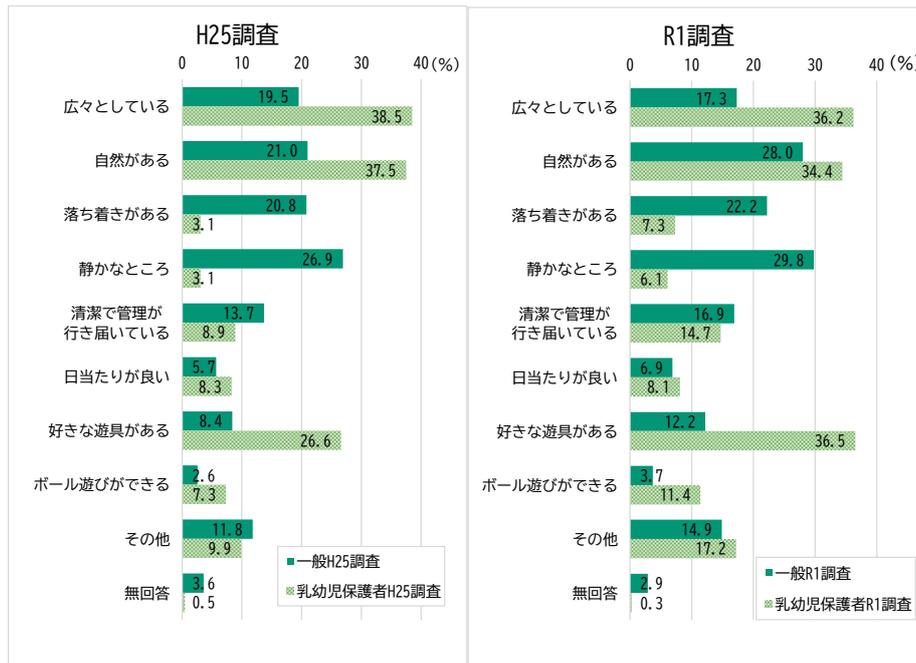
■ 総合的満足度



イ 公園等の良いところ

- 公園等の良いところについて、平成 25 年調査と令和元年調査で全体的な傾向は大きくは変わっておらず、「静かなところ」「自然がある」「広々としている」ことが評価されています。
- 「好きな遊具がある」については、乳幼児保護者の回答の割合が上昇しており、安心して活動的に子どもを遊ばせられる公園が評価されています。

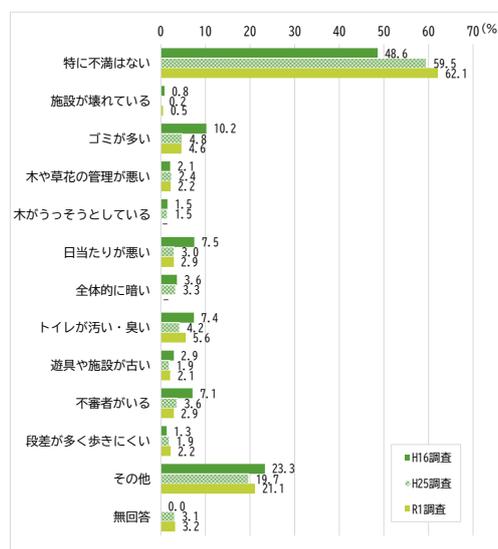
■ 「公園等の良いところ」 (左：平成 25 年調査、右：令和元年調査)



ウ 公園等で気づいたこと・不満

- 公園等で気づいたことでは、「特に不満がない」とする割合が最も高く、過去の調査と比べても割合が徐々に高まっています。

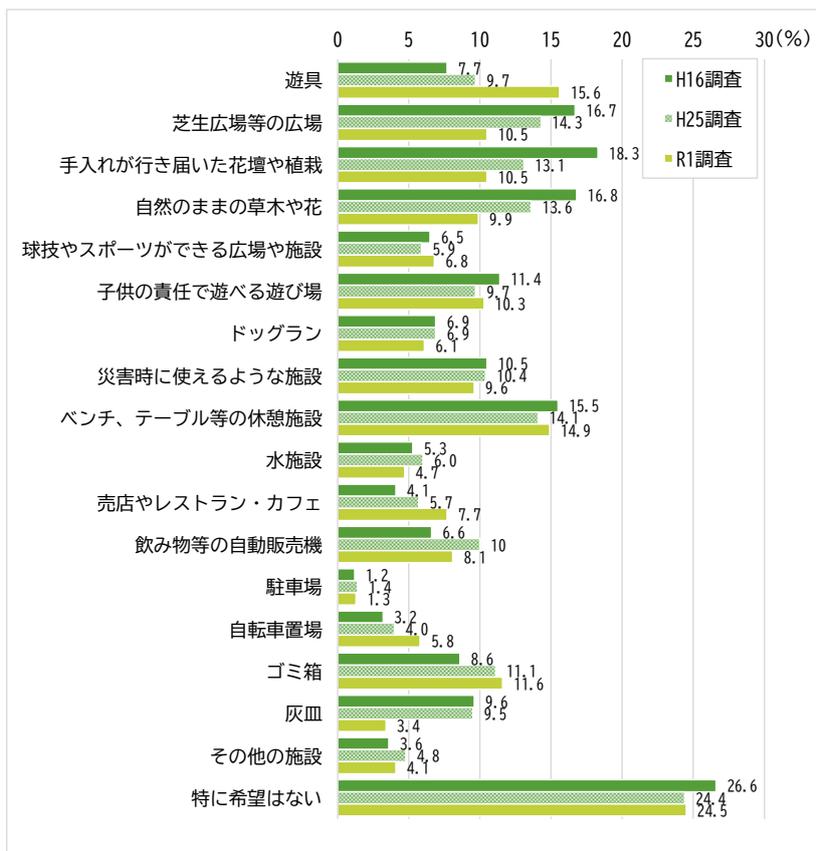
■ 「公園等で気づいたこと・不満」の経年変化 (全回答者の合計)



エ あるとよい施設

○あるとよい施設は、「特に希望はない」が最も多く、全体の約1/4を占めています。
 ○経年変化を見ると、令和元年調査では「遊具」の割合が上昇しています。一方で「芝生広場等の広場」、「手入れが行き届いた花壇や植栽」、「自然のままの草木や花」の割合が低下しています。

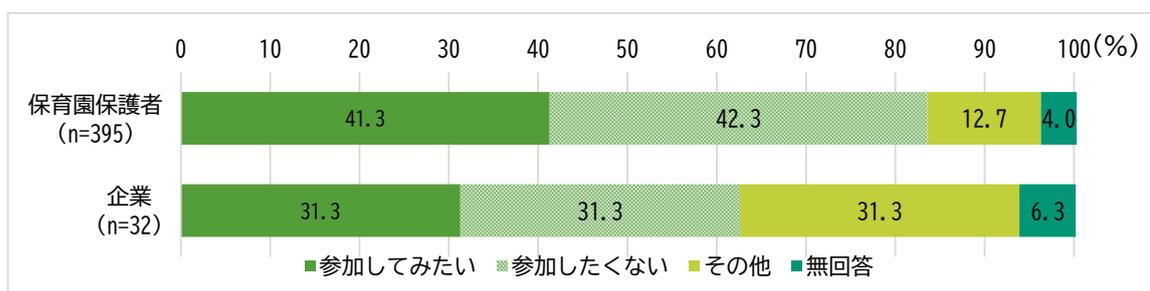
■ 「あるとよい施設」の経年変化（全回答者の合計）



オ アドプト・プログラムへの参加意向

- アドプト・プログラムについては、保育園保護者の4割、企業の3割が「参加してみたい」と回答しており、一定の関心が示されています。
- 保育園保護者の回答理由を見ると、「参加してみたい」と答えた保護者は「子どもと一緒に参加できる」ことや「花壇づくり、花植えへの関心」を挙げた人が比較的多く、「参加したくない」と答えた保護者の約6割は「時間がない、忙しい」ことを理由に挙げています。

■ アドプト・プログラムへの関心



■ 保育園保護者の主な回答理由（自由記述）

回答	主な理由
参加してみたい (n=163)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと一緒に清掃、花壇づくりに参加できる (29件) ・花壇づくり、花植えに参加してみたい (14件) ・清掃活動に参加してみたい (3件)
参加したくない (n=167)	<ul style="list-style-type: none"> ・時間がない、忙しい (102件) ・子どもが小さいから (12件) ・余裕がない (6件)



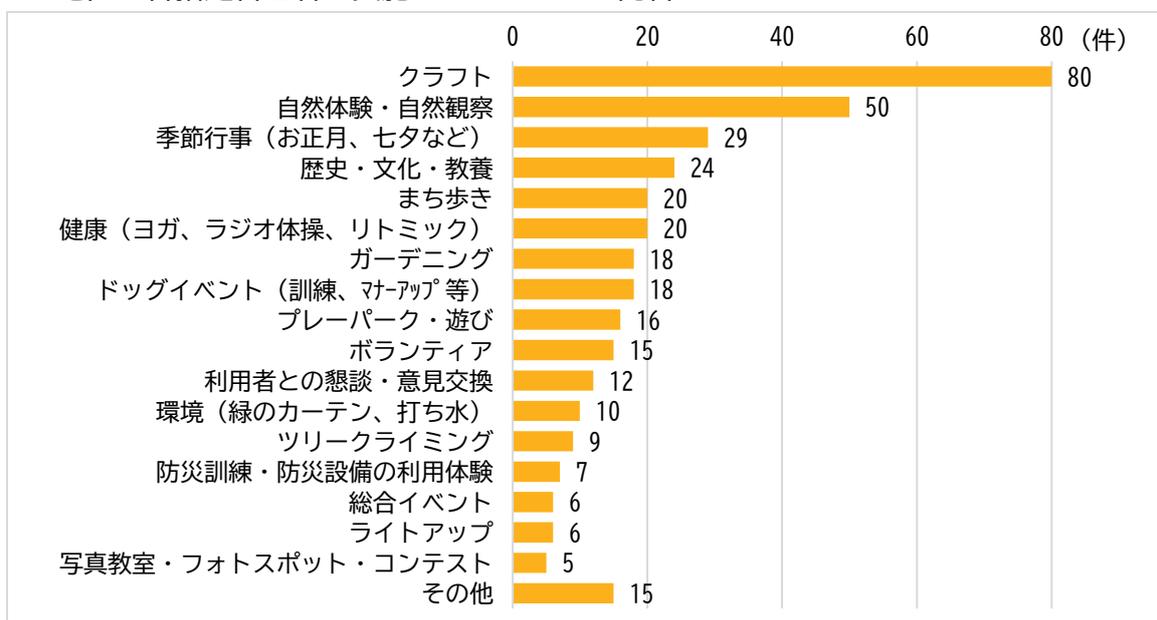
アドプト活動で管理されている花壇（斧公園）

③公園等の活用状況（指定管理者事業、町会等による利用等）

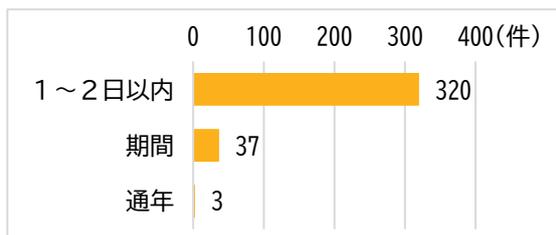
ア 指定管理者事業による活用状況

- 指定管理者が、令和元（2019）年度（218件）と令和2（2020）年度（142件）に実施した計360件のイベント（中止したイベントは除く）の内容等を分析しました。
- イベントの内容は、緑や植物と関わりのあるクラフトや自然体験・自然観察に関わるものが多く、次いでお正月や七夕などの季節行事、伝統文化教室や旧乃木邸公開など歴史・文化・教養を学んだり体験するイベント、まち歩きのイベントが多くなっています。
- 開催期間は、1～2日以内のイベントが全体の8割を占めています。
- 参加者数は、20人未満の小規模なイベントが全体の約半数を占めています。

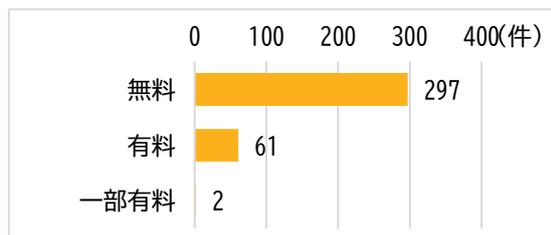
■ 5地区の各指定管理者が実施したイベントの内容



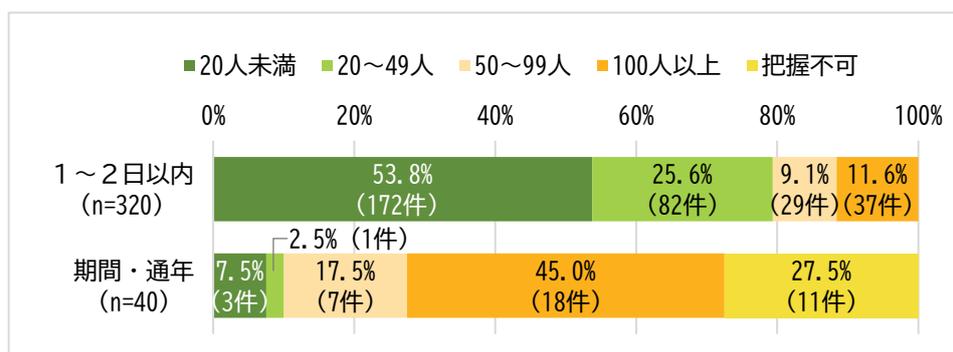
■ イベントの期間



■ 参加費の有無



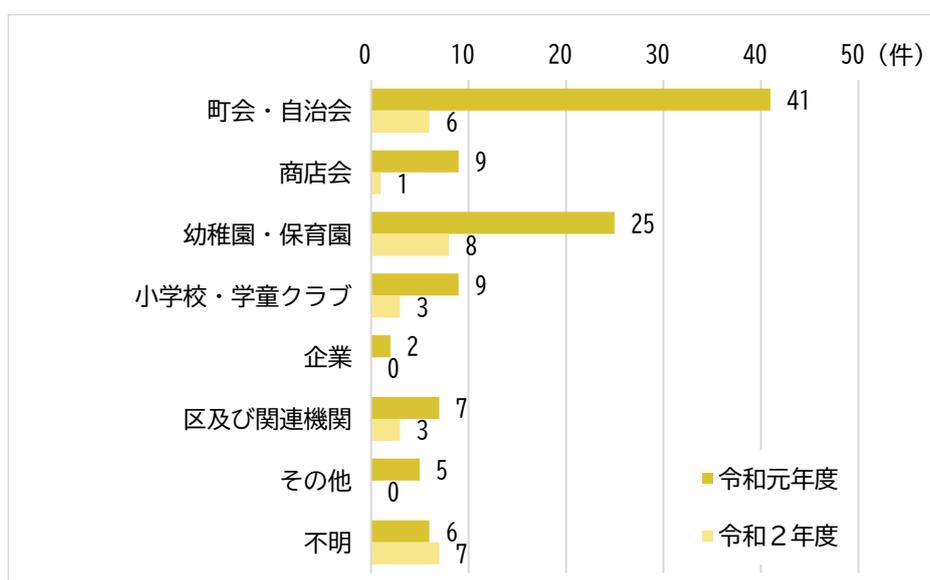
■ 1件当たりの参加者数



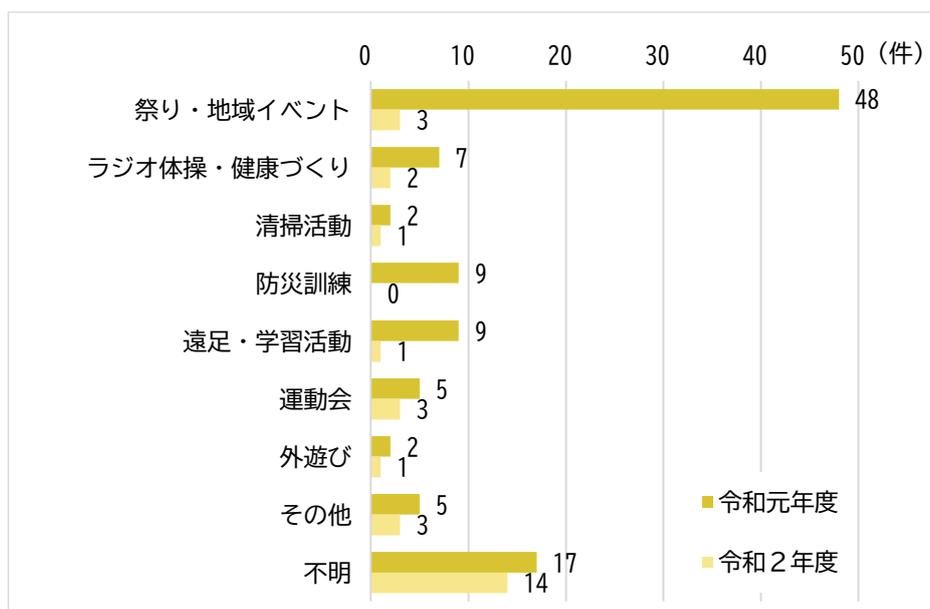
イ 町会等による利用

- 町会・自治会、商店会など地域の団体による公園利用について、令和元（2019）年度と令和2（2020）年度の申請を基に、利用主体、利用内容を分類、集計しました。
- 利用主体については「町会・自治会」が最も多く、「幼稚園・保育園」がこれに次いでいます。
- 利用内容については、「祭り・地域イベント」が際立って多い状況です。また、「不明」の多くは、利用主体が「幼稚園・保育園」、「小学校・学童クラブ」であることから、外遊び・屋外レクリエーションの場としての利用が多いと推測されます。

■ 利用主体



■ 利用内容



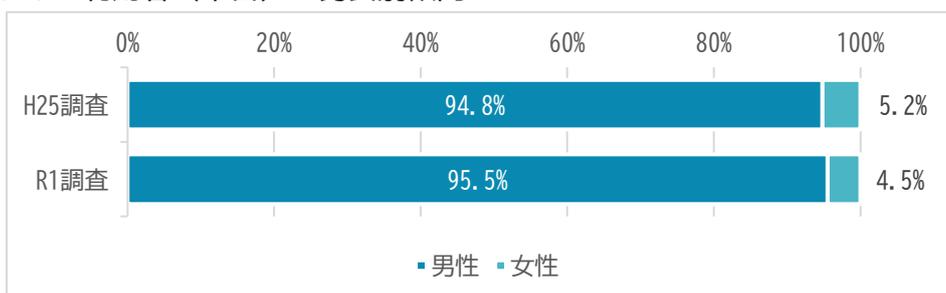
※申請の件数による集計。1回の申請で、複数日・複数回の申請を行っている場合があるため、実際の利用回数はグラフの件数より多い。

(2) 公衆トイレの現状

①利用状況

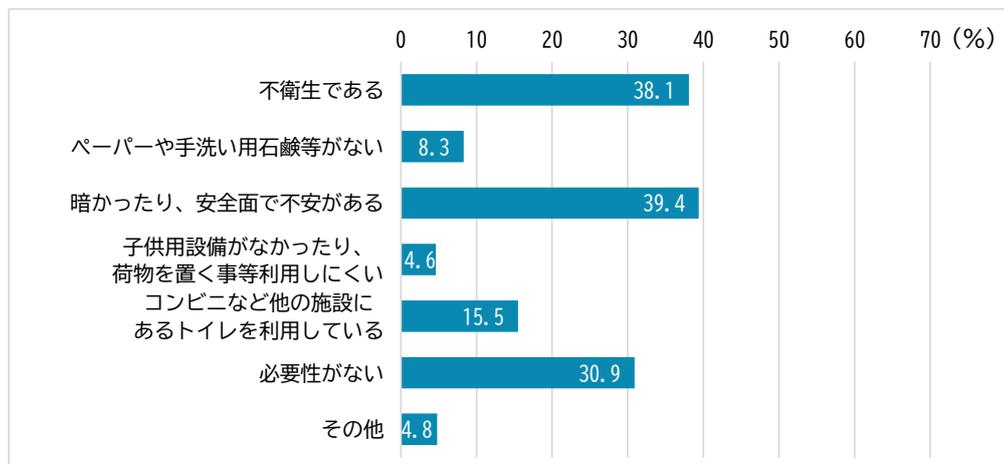
- 公衆トイレの平日利用者は、8割以上が100人を超えているが、男性利用者が約95%を占めている。過去と比較しても、この傾向は大きく変わっていません。
- 公衆トイレを利用しない理由については、「不衛生である」、「暗かったり、安全面で不安がある」など、衛生面、安全面への不安を挙げる割合が高い状況です。

■ 公衆トイレ利用者（平日）の男女別傾向

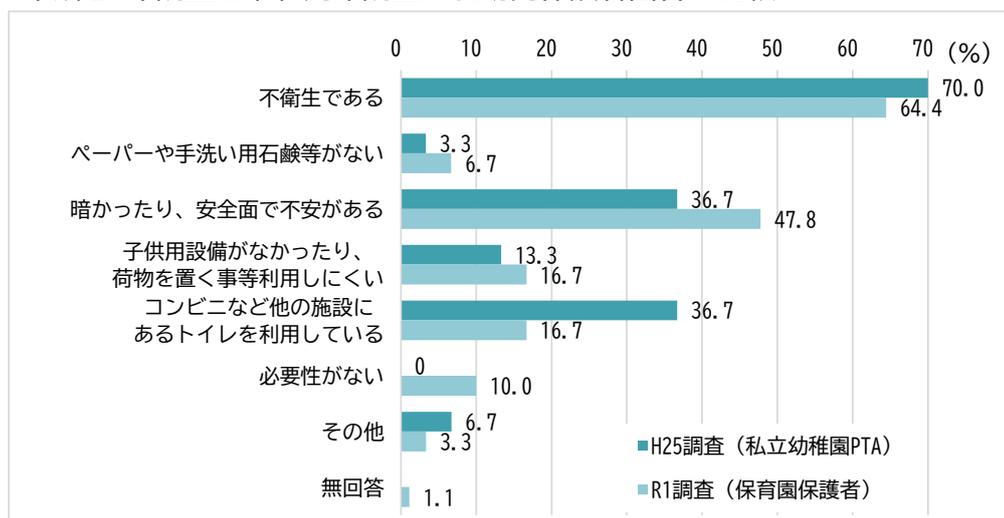


■ 公衆トイレを利用しない理由（「公衆トイレを利用したことがない」回答者への設問）

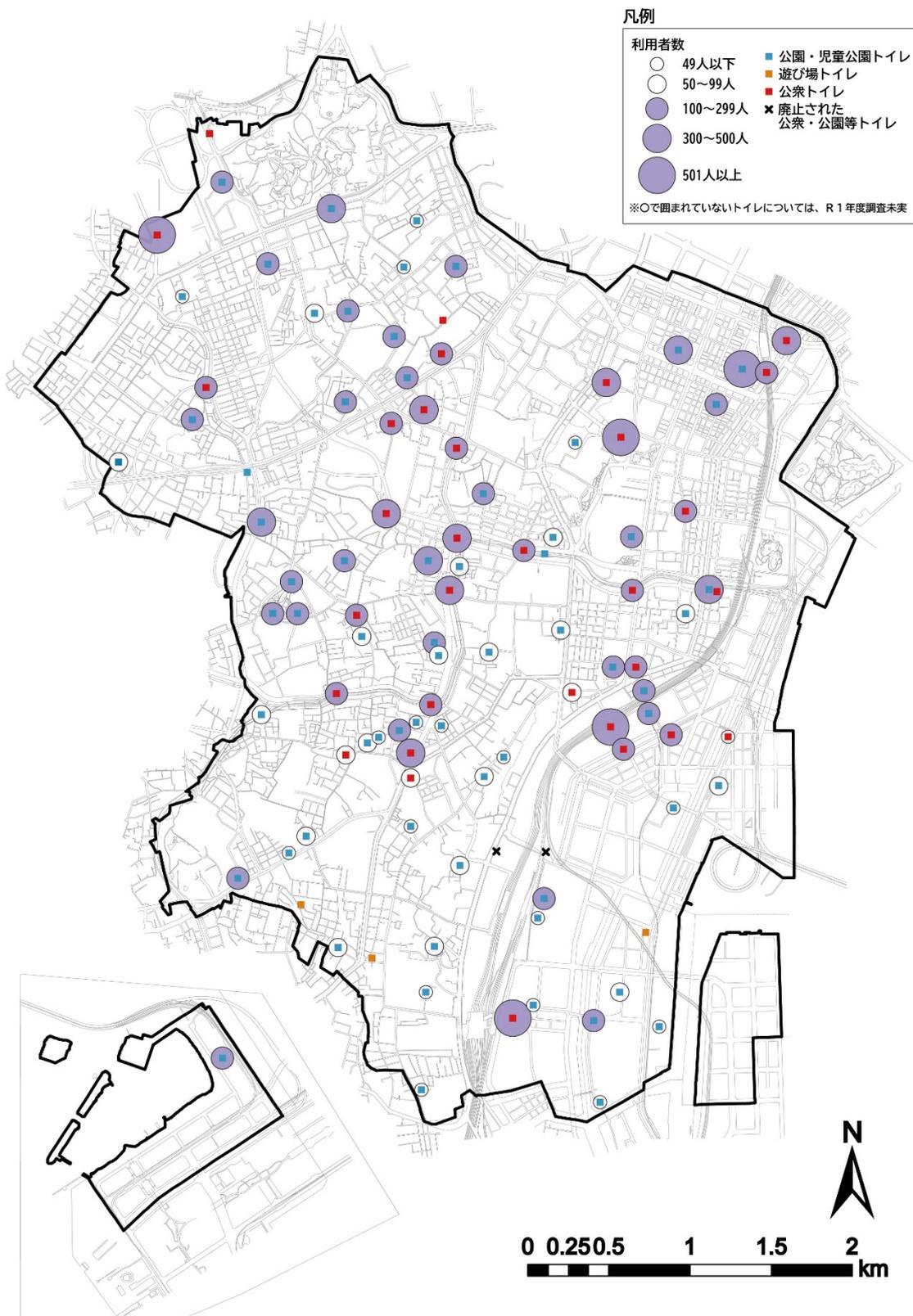
・ 令和元年調査（近隣居住者〔n=367〕・保育園保護者〔n=90〕）



・ 平成25年調査と令和元年調査の乳幼児保護者回答の比較



■ 公衆トイレ利用者数（平日）【令和元年調査】

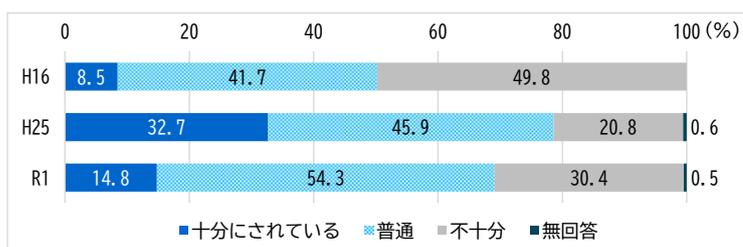


②満足度

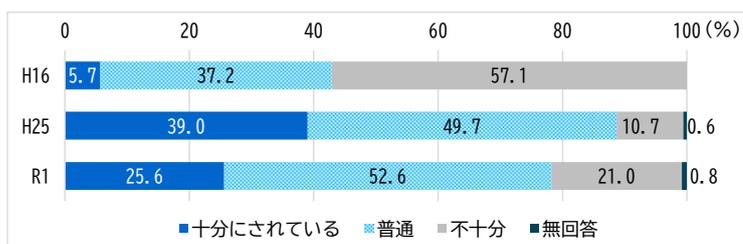
○公衆トイレの満足度（「十分にされている」と「普通」を合計した割合）は、各項目とも6割を超えています。

○過去の調査と比較すると、令和元年調査の結果は、平成16年調査より大きく改善しています。しかし、平成25年調査との比較では、維持管理の水準（清掃回数等）は維持されているものの、「十分にされている」と「普通」の割合が若干低下しています。

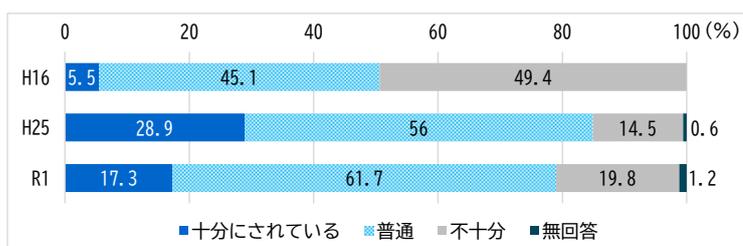
■ 清掃（見た目）



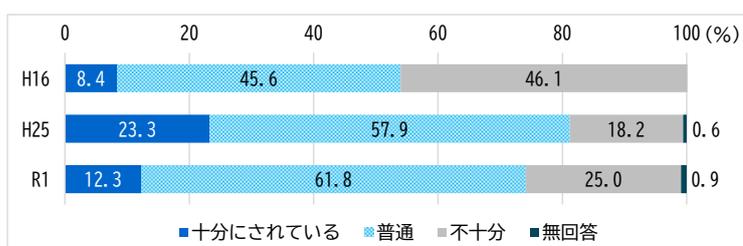
■ 清掃（臭気）



■ 安全性（防犯）



■ 使いやすさ



■ トイレ内の設備の管理 ※令和元年調査のみ



2 前方針の進捗状況

(1) 事業の進捗状況

① みんなでつくろう！にぎわい公園 2016

○前方針の基本方針ごとの取組状況について、所管課・係を対象とした調書調査を行い、とりまとめた結果、42 の取組のうち「実施」または「概ね実施（一部検討中、未着手を含む）」に該当した取組が 39 件であり、大部分の取組が実行されました。

	取組数	実施 (◎)	概ね実施 (○)	検討中 (△)	未着手 (×)
基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ	24	12	11	1	—
基本方針2 行って楽しい公園メニューをふやす	13	5	7	—	1
基本方針3 協働や民間活力を生かすしくみをつくる	5	2	2	—	1
計	42	19	20	1	2

■ 基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ

- ・未都市計画公園の整備をはじめ、公園等の再整備や施設改修等の取組が計画的に実行されました。
- ・検討中は1件で、「歴史的資源を生かした再整備について、」期間内に該当する再整備対象公園がなかったことから検討中にとどまりました。

■ 基本方針2 行って楽しい公園メニューをふやす

- ・平成 29 (2017) 年度から指定管理者制度を全面導入したことに伴い、指定管理者事業の一環として利用メニューの提供、イベント開催、情報発信の取組が進みました。
- ・区取組として、子育て支援事業と連携した情報発信、SNS (Facebook、Twitter) の活用なども実施しており、情報発信の充実が進んでいます。
- ・未着手の「大使館等との連携による国際交流イベント」は、都立芝公園を会場とする区のイベント（みなと区民まつり）での実績はありましたが、区立の公園等での実績はほとんどありませんでした。

■ 基本方針3 協働や民間活力を生かすしくみをつくる

- ・ワークショップ開催や町会への意見聴取を通じた整備・改修時の区民協働、アドプト・プログラムの活動等を継続的に実施したほか、平成 29 (2017) 年度から指定管理者制度を全面導入しました。また、指定管理者制度については、令和 3 (2021) 年 4 月に自主事業の手引きを施行し、収益事業の取扱を明確にしました。
- ・未着手の1件は、「みどりや施設の寄附制度の創設」でした。

〔取組状況 凡例〕

◎：実施 ○：概ね実施（一部検討中、未実施を含む） △：検討中 ×：未着手

■基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ

施策の方向1-1 公園等の整備と公園等を核としたみどりのネットワーク化

施策・取組	取組状況	主な成果
施策1-1-1 公園等の整備		
①未開設都市計画公園の整備	◎	・三田台公園の用地取得及び取得箇所の暫定整備 ・芝浦公園拡張 ・霊南坂公園（現・江戸見坂公園）の開設
②地域特性に応じた公園等の整備	○	・芝浦西運河沿緑地整備完了
施策1-1-2 民間の協力による公園等の確保		
①提供公園等の整備誘導	◎	・提供公園整備（4公園）
②公開空地等によるみどりのネットワーク形成	◎	・開発事業等における公開空地、有効空地等のオープンスペース整備（8件）
施策1-1-3 水のある公園等の活用		
①水にふれあう公園づくり	○	・本芝公園の噴水改良 ・新設予定の児童遊園における親水空間の整備検討
②水施設の点検、清掃の充実	◎	・水質点検、清掃、殺菌の継続

施策の方向1-2 個性ある公園へのリニューアル

施策・取組	取組状況	主な成果
施策1-2-1 公園の利用タイプに応じた再整備		
①利用者ニーズに合った公園等への再整備	○	・六本木西公園全面改修（H28）
②子どもの遊び空間充実のための再整備	◎	・本村公園改修 ・遊具設置（2公園） ・複合遊具設置（3公園） ・投球場改修（1公園）
③歴史的資源を生かした再整備	△	・検討中
④ドッグランの設置	○	・既設ドッグランの運営継続（芝浦中央公園、港南緑水公園） ・ドッグラン設置検討（3公園）
施策1-2-2 公園の立地を生かした再整備		
①高架下の有効活用による特色ある公園整備	◎	・三光児童遊園への幼児ゾーン設置
②フラワーランド計画の推進	◎	・20公園においてフラワーランド計画による植栽実施

施策の方向1-3 安全で誰もが使いやすい公園づくり

施策・取組	取組状況	主な成果
施策1-3-1 適切な維持管理の強化		
適切な維持管理の強化	◎	・遊具点検（毎年）、樹木健全度調査（3年に1回）を継続実施
施策1-3-2 防災機能の強化		
①防災施設の設置	○	・かまどベンチ、災害用マンホールの設置、災害用井戸取替等（10公園） ・地域の防災訓練への参加、防災施設を使った訓練や説明会の実施（7公園）
②デジタルサイネージを活用した災害時の帰宅困難者対策	○	・デジタルサイネージ付き災害対応型自販機新設（9公園）
施策1-3-3 防犯対策の充実		
①公園等の防犯対策	○	・園灯設置（2公園） ・見通し確保のための樹木剪定の随時実施 ・全公園等の巡回（3地区）、特定の遊び場の定期巡回（1地区）
②防犯カメラの導入拡大	◎	・防犯カメラ設置（11公園に19基設置）
③防犯上問題のある公園等の環境対策	○	・樹木剪定の適宜実施（1地区） ・トイレ壁面落書き防止塗料塗布（1公園）
施策1-3-4 多様な利用者への配慮		
①公園施設のバリアフリー化	◎	・水飲み場の改修（15公園） ・トイレ洋式化（5公園） ・排水溝改修（2公園）
②障害者や外国人にもわかりやすい公園案内板の設置	○	・英語等の外国語併記の案内板や遊び場安全サイン設置（17公園） ・触知型案内板の設置（2公園）
施策1-3-5 環境に配慮した公園の整備		
①生物多様性保全のための施設整備・管理	◎	・芝浦公園田んぼ整備、管理 ・既設のビオトープ等の管理（芝公園、元麻布三丁目緑地、芝浦中央公園、汐の公園、港南緑水公園）
②環境に配慮した製品・資材の導入	◎	・LED照明導入（延べ30公園） ・木質アスファルト舗装設置（1公園）
③ヒートアイランド対策のための緑化	○	・法面緑化（1公園） ・透水性アスファルト舗装（1公園）
④公園等での受動喫煙に配慮した良好な環境整備	○	・みなとタバコールの看板設置（6公園） ・禁煙注意板の随時設置 ・喫煙所設置（2公園）

■基本方針2 行って楽しい公園メニューをふやす

施策の方向2-1 多彩な利用メニューの提供

施策・取組	取組状況	主な成果
施策2-1-1 公園等の特性に応じた利用メニューの提供		
①屋外レクリエーションが楽しめる公園づくり	○	・こもれびの森プロジェクト（芝公園） ・プチプレーパーク（高橋是清翁記念公園） ・イベント時等のケータリングカー出店（試行含む）（3公園）
②プレーパーク事業の確立	○	・プレーパーク、プチプレーパーク実施（5公園）
③自然・歴史文化資源を生かした観察会やガイド等の実施	○	・指定管理者事業により実施
④健康づくりに役立つイベントや犬に親しむイベント等の開催	○	・指定管理者事業により実施
施策2-1-2 ネットワーク型利用メニューの提供		
①自転車シェアリングを活用した公園めぐり	○	・シェアリングポート設置
施策2-1-3 多様な主体との連携によるイベントの開催		
①大使館等との連携による国際交流イベントの開催	×	・大使館との連携は、みなと区民まつり（会場：都立芝公園）において実施
②企業等との連携によるイベントの開催	○	・六本木アートナイト（主催：森ビル等）（三河台公園、六本木西公園） ・盆踊り大会（芝公園）
③みなと森と水ネットワーク会議等との連携によるイベント開催	◎	・エコライフフェアMINATO（有栖川宮記念公園） ・全国連携マルシェ in 芝浦（プラタナス公園、芝浦公園） ・全国交流物産展 in 新橋（桜田公園）

施策の方向2-2 利用に役立つ情報の発信と収集

施策・取組	取組状況	主な成果
施策2-2-1 各種媒体による公園情報等の発信		
①各種広報媒体を利用した情報の発信	◎	・子育て支援事業と連携した情報発信（港区子育てハンドブック、出産・子育て応援メール、あそびのきち開催等） ・地域情報を扱う広報誌、HP等による情報発信 ・指定管理者による情報発信（HP、SNS等）
②利用を促すサイン等の設置	◎	・旧乃木邸案内看板設置 ・樹名板設置 ・英語等の外国語併記の案内板や遊び場安全サイン設置【再掲】
③ロケ地としての公園の活用推進	◎	・ドラマ等のロケ実施（芝公園、有栖川宮記念公園、一ツ木公園、檜町公園、芝浦公園、プラタナス公園、港南公園、港南緑水公園、お台場レインボー公園 等）
施策2-2-2 区民等の意見収集と反映		
①定期的な利用実態調査の実施	◎	・令和元年度に公園等利用実態調査を実施
②区民・利用者の意見反映機会の充実	○	・指定管理者との協働による利用者懇談会、利用者アンケート、プレーパーク後の意見交換会実施 ・「区民の声」に寄せられた意見への対応（159件）

■ 基本方針3 協働や民間活力を生かすしくみをつくる

施策の方向3-1 区民等との協働のしくみづくり

施策・取組	取組状況	主な成果
施策3-1-1 公園整備段階からの協働の推進		
公園整備段階からの協働の推進	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、改修に関するワークショップ開催（芝浦公園、本村公園） ・町会への個別意見募集実施（3公園）
施策3-1-2 協働のための活動の育成		
①アドプト・プログラムのしくみの充実	○	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等で活動するアドプト・プログラム団体 61 団体（令和2年度末時点） ・愛護会制度創設等の検討は、未着手または検討中

施策の方向3-2 民間活力導入のしくみづくり

施策・取組	取組状況	主な成果
施策3-2-1 民間参入のための規制緩和		
民間参入のための規制緩和	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定管理者が実施する自主事業の手引き」施行（令和3年4月1日）により収益事業の取扱を明示
施策3-2-2 指定管理者制度の拡充		
①指定管理者制度の導入拡大	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29（2017）年度より指定管理者制度を全面導入
施策3-2-3 公園施設寄附制度の創設		
①みどりや施設の寄附制度の創設	×	—

②イメージアップ公衆トイレ！2016

- 公衆トイレに関する取組は、10項目中、「実施」または「概ね実施」が8項目を占め、前方針の取組はほぼ実施されました。
- ただし、「施策2-3 民間活力等の導入検討」に関する取組については、検討の結果、指定管理者は導入しない（区の直営による維持管理を継続する）ことを決定したほか、有料化トイレ、ネーミングライツは導入に至っておらず、今後の取組について見直しが必要です。

〔取組状況 凡例〕

◎：実施 ○：概ね実施（一部検討中、未実施を含む） △：検討中 ×：未着手

■基本方針1 誰もが使いやすい公衆トイレづくり

施策・取組	取組状況	主な成果
施策1-1 老朽化した公衆トイレの改修		
①老朽化したトイレの改善	○	・老朽化した公衆トイレ、公園・児童遊園トイレの改修 権田原公衆便所、氷川神社前公衆便所、天徳寺脇公衆便所 三田綱町児童遊園、本村公園、高橋是清翁公園、芝浦公園 ・廃止、存続すべき公衆便所についての考え方の検討
施策1-2 ユニバーサルデザインの公衆トイレ整備推進		
①多機能トイレ等の設置	◎	・多機能トイレの整備 権田原公衆便所、氷川神社前公衆便所 三田綱町児童遊園、本村公園、高橋是清翁公園、芝浦公園
②既存トイレのバリアフリー化	◎	・便器の洋式化（延べ21箇所） ・水飲みの改修（3箇所） ・排水溝の改修（2箇所）
施策1-3 民間施設のトイレの活用		
民間施設のトイレの活用	◎	・2公園（西桜公園、青山北町児童遊園）で民間施設のトイレ活用を導入

■基本方針2 快適・安全で清潔な公衆トイレづくり

施策・取組	取組状況	主な成果
施策2-1 既設公衆トイレの安全対策		
①防犯設備等の設置	◎	・防犯カメラ設置（南桜公園トイレ） ・警報ランプ付きブザー設置（権田原公衆便所、氷川神社前公衆便所、高橋是清翁記念公園トイレ）
施策2-2 清潔なトイレの維持		
清潔なトイレの維持	◎	・尿石除去、便所特殊清掃、汚泥コーティング等の継続的な実施
施策2-3 民間活力等の導入検討		
①指定管理者制度の導入検討	—	・検討の結果、指定管理者は導入せず、直営による管理を決定
②一部有料化、広告表示等の検討	△	・有料化トイレ、ネーミングライツを検討したが導入に至っていない

■ 基本方針3 街の美観に配慮した公衆トイレづくり

施策・取組	取組状況	主な成果
施策3-1 公衆トイレ案内サインの充実		
公衆トイレ案内サインの充実	◎	・公衆トイレの施設に関する触知案内、ピクトサイン等の設置（4箇所） ・公園内への民間施設トイレの案内設置（2箇所）
施策3-2 デザイントイレの整備		
デザイントイレの整備	◎	・新設、改修時の設計への景観アドバイザーの助言の反映（2箇所）

(2) 目標達成状況

① みんなでつくろう！にぎわい公園 2016

ア 総合的な目標水準

- 「公園等の量の確保」、「身近な場所への一定規模の公園等の充足」について、令和2年度末時点では目標を達成していませんが、目標水準に近づく方向で推移しています。
- 公園等に対する利用者満足度の向上については、目標60%を上回る63～73%に達しています。

■ 総合的な目標水準の達成状況

目標	指標	目標水準	前方針策定時 (平成26年度)	現状
公園等の量の確保	公園等の総面積	106ha	103ha	105.5ha ^{※1}
	民有空地の面積	365,857㎡	344,427㎡	358,509㎡
身近な場所への一定規模の公園等の充足	歩いて行ける範囲に公園等がない住民の割合	3%以下	4.6%	4.1% ^{※2}
公園等に対する利用者満足度の向上	公園等について「満足」+「やや満足」とする人の割合			
	総合的な満足度	60%以上	55%	73.3%
	公園の使いやすさ		53%	72.3%
安心感や安全感	54%		63.5%	

※1 令和2（2020）年4月1日現在。令和2（2020）年度における公園等の新設・廃止と、令和3（2021）年度内の児童遊園1箇所（0.045ha）、緑地1箇所（0.066ha）の開設予定を加味した令和3（2021）年度末の見込みは105.6ha。

※2 令和3（2021）年4月1日現在の公園等配置及び人口を基に算定。

イ ステージごとの目標水準

<p>【にぎわいステージ1の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園等利用実態調査を実施した平成26(2019)年と令和元(2019)年のデータを基に比較を行ったところ、公園タイプ(※)別利用者は、遊び・集う公園、くつろぎ・やすらぎ公園、健康づくりに役立つ公園において増加、自然・文化・歴史に親しむ公園及び利用が複合的な公園についてはほぼ同水準でした。 ○利用者満足度(個別公園の総合的な満足度と公園の使いやすさの各平均値)については、各区立公園・児童遊園の平日利用者及び休日利用者の回答の平均値を比較したところ、総合的な満足度、公園の使いやすさも平日利用者で約16%、休日利用者で約21%満足度が向上していました。 ○平成29(2017)年度に指定管理者制度を全面導入したことで、各事業者のノウハウを生かしたきめ細かな管理が行われるようになった成果と考えられます。 <p>【にぎわいステージ2の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者制度の導入により、イベント開催数、広報回数等は従前より増加しています。ただし、広報回数、公園HPへのアクセス数については、区、各指定管理者がそれぞれ実施しており、総数の定量的な把握は困難な状況です。 ○管理運営に関わる団体等の数として、アドプト・プログラム団体数は、令和2(2020)年度末時点で61団体となっています。
--

※公園タイプ：前方針が、にぎわいステージ1「公園の特性やニーズに応じて多くの人が利用する公園づくり」において設定した次の4つのタイプ区分

■ ステージごとの目標水準設定のための指標(案)に関する現状

にぎわい公園づくりの目標	目標	指標	現状
【にぎわいステージ1】 公園等の特性やニーズに応じて多くの人が利用する公園づくり	○利用者数が多い	・公園タイプ別利用者数	<次頁表参照>
	○利用者の満足度が高い	・利用者満足度(個別公園の総合的な満足度と公園の使いやすさの各平均値)	<次頁表参照>
【にぎわいステージ2】 人が集まることで、新たな交流やつながりが生まれる公園づくり	○区民の発案によるイベントや利用プログラム等が楽しめる	・年間イベント開催数	令和元年度 218件 令和2年度 142件※
	○活動や情報を通じて新たに活動する人や団体が生まれる	・管理運営に関わる団体等の数	アドプト・プログラム団体数 61団体 (令和2年度末)
	○いくつもの公園を巡ることでより楽しみが増す	・公園から発信する年間の広報回数 ・公園HPへのアクセス	指定管理者制度導入に伴い、前方針策定時より増加

※令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント件数が前年度に比べて少なくなっています。

■ 公園タイプ別利用者数

利用タイプ	平成26年調査				令和元年調査			
	調査箇所数	利用者数平均（人）			調査箇所数	利用者数平均（人）		
		平日	休日	全体		平日	休日	全体
遊び・集う公園	40	179.0	169.3	174.1	39	220.4	172.9	196.7
くつろぎ・やすらぎ公園	28	143.8	106.3	125.0	29	230.8	147.2	189.0
自然・文化・歴史に親しむ公園	5	406.0	402.2	404.1	6	460.5	317.5	389.0
健康づくりに役立つ公園	5	62.2	107.0	84.6	5	102.6	217.0	159.8
利用タイプが複合的な公園	19	281.8	279.4	280.6	17	272.1	268.2	270.1
全体	97	194.7	181.4	188.1	96	241.5	193.4	217.5

※カウント調査を行った区立公園、児童遊園を対象に算出（エリア調査を実施した公園等は含まない）
（「平成26年度公園等利用実態調査」及び「令和元年度公園等利用実態調査」を基に算出）

■ 利用者満足度（個別公園の総合的な満足度と公園の使いやすさの各平均値）

		総合的な満足度			使いやすさ満足度		
		平成26年調査	令和元年調査	増減	平成26年調査	令和元年調査	増減
公園ごとの平均値	平日利用者回答	49.2	65.7	+16.5	50.6	66.9	+16.3
	休日利用者回答	48.5	69.7	+21.2	48.8	69.5	+20.7

（「平成26年度公園等利用実態調査」及び「令和元年度公園等利用実態調査」を基に算出）

②イメージアップ公衆トイレ！2016

- 公衆トイレに対する満足度については、各項目とも前方針策定時から4～10%下落しており、目標達成に至りませんでした。
- 日常的な維持管理の水準は、前方針策定時の水準を維持しています。このため、満足度低下の要因として、施設の老朽化の進行に加え、民間施設や公共交通機関のトイレの快適さ・清潔感が近年向上していることを背景に利用者が求める水準が高まった可能性があると考えられます。

■ 公衆トイレの目標水準の達成状況

目標	指標	目標水準	前方針策定時（H26）	現状（令和2年度末）	達成状況
公衆トイレに対する利用者満足度の向上	公衆トイレの維持管理について「十分」＋「普通」とする人の割合				
	安全性（防犯）	90%以上	84.9%	79.0%	未達成
	使いやすさ		81.2%	74.1%	
	清掃（臭気）	88.7%	78.2%		
清掃（見た目）	80%以上	78.6%	69.1%		

3 港にぎわい公園づくり推進計画策定の経緯

(1) 検討経緯

年月	会議等	主な内容
令和3年6月24日	第1回港にぎわい公園づくり基本方針策定委員会	(1) 「港にぎわい公園づくり基本方針」改定について (2) 港区の公園等の現状 (3) 事業の進捗状況 (4) 課題と改定の方向性
令和3年7月2日	第1回港にぎわい公園づくり基本方針検討会	(1) 「港にぎわい公園づくり基本方針」改定について (2) 港区の公園等の現状 (3) 事業の進捗状況 (4) 課題と改定の方向性
令和3年8月31日	第2回港にぎわい公園づくり基本方針策定委員会	(1) 公園等の整備・管理の目標・方針・施策について (2) 公衆トイレの目標・方針・施策について
令和3年9月14日	第2回港にぎわい公園づくり基本方針検討会	(1) 公園等の整備・管理の目標・方針・施策について (2) 公衆トイレの目標・方針・施策について
令和3年10月19日	第3回港にぎわい公園づくり基本方針策定委員会	(1) 港にぎわい公園づくり基本方針（素案）（案）について
令和3年10月26日	第3回港にぎわい公園づくり基本方針検討会	(1) 港にぎわい公園づくり基本方針（素案）（案）について

(2) 港にぎわい公園づくり推進計画検討会

①委員名簿

敬称略・五十音順

	氏名	所属・役職等
委員長	前田 博	公益社団法人日本家庭園芸普及協会 専務理事
副委員長	竹内 智子	千葉大学大学院園芸学研究科 准教授
委員	荒井 歩	東京農業大学造園科学科 教授
	小川 加奈子	港区私立幼稚園PTA連合会 会長
	加藤 なぎさ	港区小学校PTA連合会
	鎌田 安里紗	緑と水の委員会 委員
	木下 久仁絵	NPO法人みなと外遊びの会
	藤野 珠枝	港区景観アドバイザー

②設置要綱

港にぎわい公園づくり推進計画検討会設置要綱

令和3年4月19日
3港街土第146号

(設置)

第1条 港区（以下「区」という。）の公園づくりに関する計画である港にぎわい公園づくり推進計画の策定に当たり、区が目指すべき公園の将来像を検討するため、港にぎわい公園づくり推進計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 区が目指すべき公園の将来像に関する事。
- (2) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者で、区長が委嘱する委員10人程度をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他区長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号に掲げる委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 検討会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、街づくり支援部土木課公園計画担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

(3) 港にぎわい公園づくり推進計画策定委員会

①委員名簿

	所 属
委員長	街づくり事業担当部長
副委員長	街づくり支援部長
委員	芝地区総合支所まちづくり課長
	麻布地区総合支所協働推進課長
	子ども家庭支援部子ども家庭課長
	街づくり支援部土木課長
	街づくり支援部土木管理課長
	環境リサイクル支援部環境課長
	企画経営部企画課長
	防災危機管理室防災課長
	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長
	教育委員会事務局教育推進部教育長室長

②設置要綱

<p>港にぎわい公園づくり推進計画策定委員会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月19日 3港街土第147号</p> <p>(設置) 第1条 港区の公園づくりに関する計画である港にぎわい公園づくり推進計画を策定するため、港にぎわい公園づくり推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項) 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。 (1) 港にぎわい公園づくり推進計画の策定に関すること。 (2) その他区長が必要と認める事項</p> <p>(組織) 第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 2 委員長は、街づくり事業担当部長をもって充て、会務を統括する。 3 副委員長は、街づくり支援部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。</p>

(部会)

第4条 策定委員会は、所掌事項の円滑な遂行を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、街づくり支援部土木課長をもって充てる。
- 4 副部会長及び部会員は、区職員のうちから部会長が指名する。

(招集)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 部会は、部会長が招集する。

(意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会及び部会の庶務は、街づくり支援部土木課公園計画担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

別表（第3条関係）

芝地区総合支所まちづくり課長
麻布地区総合支所協働推進課長
保健福祉支援部高齢者支援課長
子ども家庭支援部子ども家庭課長
街づくり支援部土木課長
街づくり支援部土木管理課長
環境リサイクル支援部環境課長
企画経営部企画課長
防災危機管理室防災課長
防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長
教育委員会事務局教育推進部教育長室長

4 用語解説

	用語	解説	ページ
あ	アドプト・プログラム	アドプトとは「養子にする」という意味。地域の道路・公園等を「養子」に、区民等で構成する団体等を「里親」に見立て、「養子」の美化、清掃等に「里親」が関与するという、一連の手続きをアドプト・プログラムと呼ぶ。	5, 17, 18, 26, 48, 55, 56, 57, 63, 87 他
	エコロジカルネットワーク	生きものが移動できるよう、また生息しやすいよう、生息拠点となる大規模な緑地が小さな緑地や街路樹などでつながれた状態のこと。	98
	エリアマネジメント	地域の良好な環境を維持・発展させ地域の魅力や価値を向上させるための、住民、事業主、地権者等による地域主体のきめ細かなまちづくりの取組のこと。	5, 17, 33, 46, 49, 59, 60, 63, 83, 86 他
か	かまどベンチ	普段は普通のベンチだが、座る部分の板を外すと、かまどとして使用できるベンチ。	41, 89, 95, 101, 107, 113, 136 他
	公園まちづくり制度	当初の都市計画決定からおおむね 50 年以上経過した長期未供用区域の一定規模以上を地区施設等の緑地として担保することを条件に、都市計画公園・緑地を変更する制度。	3, 29, 32, 84
さ	災害対策用井戸	公園等に設置し、災害時に生活用水として利用するための井戸。	41
	持続可能な開発目標 (SDGs)	平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標から構成されている。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしている。SDGs は Sustainable Development Goals の略称。	2
	市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。	33
	斜面緑地	洪積台地、丘陵地その他の起伏のある土地の斜面に形成された緑地。	20
た	ダイバーシティ	性別や年齢、国籍等、一人ひとりの違いを尊重して受け入れ、その違いを積極的に生かすという考え方のこと。	6, 7, 16, 39, 77
	車椅子使用者用便房	車いすを使用する人が使いやすいよう入口を広くし、トイレ内にも移動可能なスペースを設け、便器の周りには手すりを設置したトイレのこと。その他にも、人工肛門等を装着している人のためのオストメイト対応設備、子ども連れの人が使用できるおむつ替えシート・ベビーチェア等が設置されているものもある。	73, 74, 75, 93
	都市開発諸制度	公開空地の確保等の公共的な貢献を行う建築行為に対して、容積率や斜線制限などの建築規制を緩和することにより、市街地環境の向上に資する都市開発の誘致を図る制度で、再開発促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び総合設計がある。	10, 23, 33

	用語	解説	ページ
た	都市計画公園	都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とし、公園・緑地として必要な区域を明確化して長期的な視点から計画的な整備を進めるため、都市計画に定める公園。	3, 9, 29, 31, 32, 104, 118, 134, 135
は	ビオトープ	生物を意味する「bio」と場所を意味する「topos」の合成語で、あるまとまりをもった生きものの生息・生育空間のこと。	36, 47, 89, 91, 93, 95, 101, 107, 113, 136
	ピクトグラム	言葉を使わなくても情報を伝えられるように、単純な図で視覚的に表現する記号のこと。「絵文字」「絵単語」とも呼ばれる。	40, 72,
	ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。	16, 18, 31, 38, 42
ま	マンホールトイレ	普段はマンホールの状態だが、災害時にマンホールの蓋を開け、その上に組み立て式の仮設トイレを設置して使用するもの。	41
や	やさしい日本語	日本人が使う通常の日本語よりも簡単で、外国人にも分かりやすく表現された日本語のこと。一般的に小学校3年生が教科書で習う漢字やひらがな、カタカナの表現レベルとされる。	40
	湧水	地下水が地表に自然に出てきたもの。	89, 90, 93, 95, 101, 107, 113
	ユニバーサルデザイン	全ての人のためのデザイン、あるいは普遍的なデザインという意味。ユニバーサルデザインは、できるだけ多数の人々が利用できる製品・建物・環境を実現することを目的とする。ユニバーサルデザインのめざすところを要約すれば、「誰にでも公平で自由に使用でき、使用方法や情報が容易に理解でき、無理なく安全に使える」ようなデザインということになる。	4, 6, 7, 16, 38, 39, 40, 69, 73, 74 他
ら	緑被率	緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）が、区域面積に占める割合。	108
	緑化基準	「港区みどりを守る条例」に定められている緑化に関する基準のこと。緑化面積の基準、地上部の緑化基準、屋上の緑化基準、接道部の緑化基準、植栽本数の基準、緑化面積の算定基準、公共施設の緑化基準の7つの基準がある。敷地面積 250 m ² 以上の建築計画は、緑化指導の対象となり、緑化計画書をあらかじめ区に提出し区の基準以上の緑化を行うことが求められる。	33

区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

港区にぎわい公園づくり推進計画（素案）

令和3（2021）年12月策定

編集・発行：港区街づくり支援部土木課
港区芝公園一丁目5番25号
03-3578-2111（代表）
<https://www.city.minato.tokyo.jp>